

決算特別委員会会議録

開会 令和5年10月17日

閉会 令和5年10月24日

寒川町議会

出席委員 関口委員長、山上副委員長
山田委員、柳田委員、横手委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大川教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、長瀬副主幹、牧田主査
深澤企画部長、関根企画政策課長、奥谷副主幹、山下主査、山田主査
皆川財政課長、吉田副主幹、黒木副技幹、佐糠主査
小林広報戦略課長、木内主査、岡野主任主事
村瀬デジタル推進課長、渡邊副主幹、山本主査
野崎総務部長、伊藤総務課長（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
三澤主査、平尾主査
青木人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹、遠藤副主幹、赤崎主任主事
杉崎財産管理課長、工藤副主幹、守屋主査、野口主任主事
鳥海税務収納課長、池田専任主幹、大平主幹、瀬戸副主幹、内藤主査、前田主査
菊地町民部長、岡野町民協働課長、栢沼主査
濁川町民安全課長、佐野副主幹、三町副主幹、門脇主査、嶺主査
尾畑町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第58号 令和4年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第59号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第60号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第61号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第62号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和5年10月17日

午前9時00分 開会

【天利議長】 皆さん、おはようございます。外は今日の朝、大山がくっきりとした秋空の下で今日を迎えましたから、いよいよ本日から24日にかけて、決算特別委員会が開催される運びとなりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議上におきまして、5名の委員を選出しております。ご審査のほどよろしく願いいたします。

それでは、決算審査をするに当たりましては、まず、委員長をお決めいただくこととなります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせると

あります。また、第2項では、互選に関する進行役は年長の委員が当たると規定されております。今回、決算特別委員会の構成メンバーの中では年長委員は関口委員ということでございます。恐れ入りますが、関口委員に座長をお務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、早速ではございますが、関口委員、こちらの座長の席のほうにお移りいただけませんか。よろしくお願い致します。

(関口光男委員、座長席へ移動)

【関口座長】 おはようございます。委員になると年齢的にも必ずここに座るようになるんですが、毎回の座長ですけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長を選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速委員長の互選に入りたいと思ひます。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしまししょうか。

(「推選」の声あり)

【関口座長】 ただいま推選というお声がございましたが、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 異議なしということですので、委員の皆さんから委員長の推選をいただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 関口委員がよろしいかと思ひます。お願ひします。

【関口座長】 この後の言葉が局長の原稿にもありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、私にということで推選がございましたので、私が委員長ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、他のご意見がございませんので、私が委員長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

ただいま皆さんからの推薦で委員長という大任を拝しました。5日間の令和4年度の決算審査に当たるわけですけども、どうか委員の皆さんのお力添えとご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。そして、円滑な形で令和4年度の決算をきちっとした審査にしまいりたいと思ひますので、お世話になります。5日間よろしくお願ひしたいと思ひます。

【関口委員長】 それでは、まず最初に、委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということになります。いかがいたしまししょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【関口委員長】 委員長一任という言葉がありました。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関口委員長】 それでは、私から副委員長についての推選をしたいと思いますが、山上委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【関口委員長】 それでは、異議ないようですので、山上委員が副委員長になりますが、席に着いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

（山上秀樹委員、副委員長席へ移動）

【関口委員長】 それでは、副委員長からご挨拶をお願いいたします。

【山上副委員長】 ただいま委員長から副委員長ということで、仰せつかりました山上でございます。大過なくこの委員会が進むよう皆様のご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 それでは、椅子の替えだとか、若干の打合せがございますので、暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。過日初日の本会議におきまして、本委員会に付託されました案件は議案第58号 令和4年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第62号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定についての5議案でございます。審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにあります決算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、10月24日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【関口委員長】 ご異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいと申出がございますので、これを許可したいと思います。町長が入室されるまで暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、町長、よろしくお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長よりお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

月日の流れるのは早いもので、もう10月の半ばになってございまして、急ぎ足で季節が進んでおりま

して、町の木でありますキンモクセイ、これも咲き誇っております。ただ匂いはちょっとまだそんなに感じないんですけども、私も鼻が悪いのか分かりませんが、そういう時期にもなっただけ良かったです。インフルエンザ、あるいは新型コロナの流行もしております。皆様におかれましては、気温の変化、あるいは空気の乾燥で体調を崩されませんように、ご自愛願いたいと思います。また一方、ウクライナ、あるいは中東状況、情勢を見ますと、本当に予断を許さない緊迫した情勢がございますので、そういった状況にもぜひ注視していただければなと思っております。

本日より10月24日までの間、令和4年度決算につきまして審査をいただくこととなっております。予算の執行に当たりましては、適正な執行を心がけているのは当然でございますけども、町民の皆様が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりに向けて事業を進めてきてございます。しかし一方、ウイズコロナ、あるいはポストコロナを見据えつつ、子育て支援、あるいは教育環境の充実をはじめハード、ソフト両面において対応してきたところでございます。ご審査を通じまして幅広い知見からご指摘等をいただけたら非常に幸いと思っております。具体的な内容につきましては、この後各担当より詳細な説明をする予定でございますので、よろしく願い申し上げまして、決算の認定を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてですが、順次、課ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をしますので、ご承知おき願いたいと思います。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席します。

なお、質疑については簡単明瞭にさせていただきたい、効率よく審査を進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

決算書のページ等については、タブレットにあります各課等の決算特別委員会説明参考資料に記載がございますので、ご参照くださいますようよろしくお願いしたいと思います。

なお、寒川町総合計画2040第1次実施計画の事務事業評価結果を参考資料としてタブレットに添付しておりますので、どうかご参考にしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、企画部長より決算の概要につきまして説明したいと申出がございまして、企画部長の申出を許可いたします。

企画部長入室のため暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部長より決算の概要についての説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、令和4年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し

上げます。

令和4年度の決算の概要をご説明するに当たりまして、令和4年度予算編成時の状況について、まずご説明申し上げます。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2021において、デフレに決して戻さないとの決意の下、感染症対策に最優先で取り組みながら国内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、その成長を満たす4つの原動力、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方づくり、少子化の克服の推進に重点を置き、民間の活力を促し、社会経済構造の転換を実現させるとされていたところでございます。

一方、県の状況といたしましては、感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さが見られるものの、緩やかな持ち直しの動きが続いており、先行きについては感染症の拡大防止策を講じ、ワクチン接種の促進と各種政策効果等もあって持ち直しの動きが続くことが期待される、ただし、感染症拡大による県内経済への影響は引き続き注視していく必要があるとされている中で、県の令和4年度の予算編成方針では、県税及び地方譲与税など一定の増収が期待できるが、一般財源総額の増額は依然として厳しく、おおむね850億円の財源不足が見込まれるとされていたところでございます。

こうした中、町においても今後の感染症の状況を踏まえるとともに、国、県支出金の額や割合などの変動は、町予算にも多大な影響を及ぼすため、その動向に注視しつつも今後も義務的経費の増加や本格的に事業開始された田端西地区のまちづくり及び公共施設再編計画に基づく施設の更新及び修繕費などに多くの予算が必要となることが想定され、楽観視できる状況ではありませんでした。

しかしながら、このような状況を踏まえつつも、総合計画で掲げる町の将来像の実現を目指し、将来にわたり自立した健全財政の維持、確保の視点からも真に必要な取組を重点的に推進することとし、具体的には「つながる力で新化するまち」の実現に向け、ウイズコロナ、ポストコロナを見据えた重点的な財源の配分、寒川町総合計画2040第1次実施計画に基づく取組の推進、歳入の確保をするための取組といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を実施し、令和4年度当初予算額149億8,600万円で議決を賜り、その後11度にわたる補正予算総額42億4,650万円に令和3年度からの繰越事業費9億4,656万1,469円を加えた最終予算現額は、201億7,906万1,469円となったところでございます。

その結果となる令和4年度の決算概要につきまして、既に配分させていただいております令和4年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書に基づきご説明申し上げます。説明書の2ページをご覧ください。こちらの第1表決算収支の状況にも記載のとおり、令和4年度一般会計の決算額は、歳入では209億4,232万9,000円で、前年度対比12億8,944万1,000円、6.6%の増、歳出では188億9,188万4,000円で、前年度対比14億9,576万1,000円、8.6%の増となりました。これにより形式収支は20億5,044万5,000円となり、翌年度に繰り越す1億328万1,000円を控除した実質収支は、19億4,716万4,000円と黒字となっております。また、単年度収支につきましては、赤字となりますが、財政調整基金の積立金の加算と積立金取崩額の減算による実質単年度収支は4億1,839万7,000円の黒字となっております。

なお、令和4年度決算の形式収支は、過去最多となった令和3年度決算に続き歴代2番目となっております。その分析視点といたしましては、歳入歳出予算現額との比較と前年度との比較といった2つの視点がございます。

申し訳ありませんが、令和4年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページの一般会計欄をご覧ください。まず、予算現額との比較でございますが、一般会計歳入の総予算現額は201億7,906万1,469円で、収入済額は209億4,232万9,451円となり、超過収入額は7億6,326万7,982円、対予算収入率は103.8%となります。一方、歳出の総予算現額は歳入同様201億7,906万1,469円で、支出済額は188億9,188万4,138円となり、執行残といたしましては12億8,717万7,331円、対予算執行率は93.6%となりました。結果、対予算収入率103.8%に対し、対予算執行率は93.6%であることから、形式収支といたしまして20億5,044万5,313円となります。

次に、前年度比較の視点でございます。大変申し訳ありませんが、再度説明書の2ページにお戻りください。令和4年度歳入決算額は209億4,232万9,000円、令和3年度は196億5,288万8,000円で、対前年比で12億8,944万1,000円の増、率では6.6%の増となりました。また、令和4年度歳出決算額は188億9,188万4,000円、令和3年度は173億9,612万3,000円で、対前年度比で14億9,576万1,000円の増、率では8.6%の増となりました。結果、12億8,944万1,000円の増収があるものの、14億9,576万1,000円の支出増があるため、令和4年度の形式収支20億5,044万5,000円に対して令和3年度の形式収支は22億5,676万5,000円で、その差額2億632万円が前年度と比較して形式収支が減となっております。

前年度比較で具体的に申し上げます。説明書の6ページをご覧ください。まず、歳入面では、自主財源の町税でございますが、個人町民税では、納税義務者数の増により1億2,410万8,000円、4.6%の増、固定資産税では、企業の設備投資による償却資産の増などにより2億1,301万2,000円、4.7%の増となったことにより、町税全体では3億6,755万1,000円、4.0%の増となりました。また、令和4年度の歳入全体の決算額209億4,232万9,000円のうち自主財源の繰越金22億5,676万6,000円につきましては、説明書2ページにもあるとおり、令和3年度決算の形式収支が令和4年度歳入決算額に含まれていることから、過去最多の繰越金決算額となっているところでございます。その理由といたしましては、令和3年度において歳入面で主に町税の収入額が予算額を上回ったことによるもので、個人、法人の町民税と固定資産税及び地方消費税交付金だけでも、予算に対して11億5,634万2,000円の収入額が上回っているところでございます。また、歳出面では、事業継続緊急支援給付金や障害福祉サービス費のほか低所得の子育て世帯生活支援特別給付金や子どものための教育・保育給付費など事業費に執行残が生じております。これらを歳入の上振れに歳出の主な執行残を加えた場合、それだけで13億8,734万6,000円となっております。

るる申し上げましたが、令和3年度につきましては、コロナ禍での厳しい社会経済状況を踏まえ、歳入においては地方財政法第3条において、予算の編成は正確に財源を捕捉し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならないとされていることから、健全財政であることを最優先とし、歳入予算を過大に見積ることなく、また、歳出においては様々なコロナ対策を講じつつ、子育て支援や社会保障に不足のないよう確実な予算確保を図った結果、歳入と歳出の乖離が生じたことで例年以上に形式収支が増加した結果、令和4年度繰越金が増加したものであります。

説明書2ページにお戻りください。ただいまご説明申し上げました令和4年度繰越金が含まれた令和4年度決算の形式収支20億5,044万5,000円から、翌年度に繰り越すべき財源1億328万1,000円を差し引いた実質収支19億4,716万4,000円から令和5年度当初予算に繰越金として計上いたしました2億8,000

万円を差し引いた繰越金の残額16億6,716万4,000円の活用につきましては、地方財政法第7条に基づき、町財政の健全な運営に資するため、その2分の1を財政調整基金に積み立て、年度間の財源の不均衡の調整を図るところではありますが、町民生活に欠かせない公共施設の再編に備えるため、本9月会議において既に議決を賜りました寒川町公共施設再編整備基金に繰越金の一部14億3,746万8,000円を積み立てるものであります。今後につきましても、喫緊の課題への対応や潜在的課題への備えといった両面に対し、健全財政を維持しつつ的確に対応できる行財政運営に努めてまいります。

大変申し訳ありませんが、再度6ページをご覧ください。歳入決算の状況でございます。令和4年度の歳入決算における自主財源と依存財源の構成割合は66.4対33.6で、前年度と比較して5.1ポイント自主財源が増となりました。その主な理由といたしましては、依存財源において、国庫支出金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金や認定こども園施設整備費交付金などの減があるものの、自主財源においては、前段で申し上げましたとおり、繰越金の大幅な増のほか町税において納税義務者数の増に伴う個人町民税の増や企業の設備投資による固定資産税の増などにより大幅に構成比が変動いたしました。

なお、詳細につきましては、6ページの第3表歳入の状況でご確認願います。

7ページをご覧ください。歳入の大宗を占める町税についてご説明申し上げます。まず、下段第4表町税の内訳をご覧くださいますと、法人町民税においては、前年度の税込増を牽引した一部業種の増益幅に若干の落ち込みがあったことなどによる減があるものの、先ほどご説明申し上げましたとおり、個人町民税につきましては、納税義務者数の増、固定資産税については、企業の設備投資による償却資産の増などにより、町税全体では3億6,755万1,000円、4.0%の増となっております。

次に、歳出決算額について、目的別に主な増減についてご説明申し上げます。13ページをお開きください。まず、総務費でございますが、令和4年度決算額は36億2,545万6,000円で、前年度比5億9,659万7,000円、19.7%の増となりました。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で3億2,210万円の減などがあるものの、財政調整基金積立金で8億2,380万8,000円、106.5%の増のほかデジタル移動通信システム更新工事1億2,639万円の皆増などによるものでございます。

次に、民生費でございますが、令和4年度決算額は64億8,300万5,000円で、前年度比4億3,894万円、6.3%の減となりました。これは価格高騰緊急支援給付金で2億390万円の皆増などがあるものの、子育て世帯臨時特別給付金給付費で7億5,100万円、99.8%の減や認定こども園施設整備費補助金で2億3,861万9,000円の皆減などによるものでございます。

次に、衛生費でございますが、令和4年度決算額は24億5,651万8,000円で、前年度比5億450万5,000円、25.8%の増となりました。これは新型コロナワクチン接種事業費の過年度分国庫支出金に係る返納金で2億3,518万2,000円の皆増やリサイクルセンターの資源物抛出金分担金で9,327万4,000円、68.7%の増などによるものでございます。

14ページをご覧ください。次に、商工費でございますが、令和4年度決算額は1億9,428万2,000円で、前年度比1億894万7,000円、35.9%の減となりました。これは中小企業支援補助金で2,324万円の皆増があるものの、事業継続緊急支援給付金で1億3,854万円の皆減などによるものでございます。

次に土木費でございますが、令和4年度決算額は21億5,216万9,000円で、前年度比6億527万1,000円、39.1%の増となりました。これは宮山駅トイレ整備工事完了により民営鉄道駅舎改修事業費補助金で、

3,875万3,000円の皆減などがあるものの、田端西地区組合土地区画整理事業助成金で3億3,756万9,000円、223.9%の増や道路橋りょう維持補修事業費で9,701万1,000円、39.9%の増、道路橋りょう整備事業費で6,066万8,000円、101.6%の増などによるものでございます。

15ページをご覧ください。次に、教育費でございますが、令和4年度決算額は18億4,046万5,000円で、前年度比3億3,369万8,000円、22.1%の増となりました。これは給食センター設計委託料で4,088万8,000円の皆減があるものの、全ての小・中学校の体育館に設置した可搬式空調機設置工事費で1億704万9,000円の皆増や町立小・中学校配膳室改修工事で3,976万5,000円の皆増のほか、令和3年度にリニューアルした町営プールの元金償還開始で2,535万2,000円、7,713%の増などによるものでございます。

以上、歳出の目的別に主な増減についてご説明させていただきましたが、17ページには、第7表として歳出決算額目的別内訳を、また19ページには、第8表として歳出決算額性質別内訳を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。また、25ページから28ページまでで町債の状況を、29ページから38ページまでで最近10年間における町の財政状況について記載しておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

これまでご説明させていただきました令和4年度の決算に対する町監査委員の決算審査における意見についてご報告申し上げます。寒川町決算審査意見書の49ページの4行目をご覧ください。こちらでは審査のまとめとして令和4年度の取組状況を、また下段5段目以降は、令和5年度における行財政運営に対する意見等が述べられており、最後に町民の理解の下、健全財政を維持し、大規模事業を着実に推進するため、町においては事務事業の執行に当たり職員一人一人がコスト意識を高めるとともに、法令遵守はもとより町民の信頼に応えられるよう公平、公正な行財政運営に努められたいとの意見が付されたところであります。町といたしましては、監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降議員皆様からのご意見、ご提言を賜ることでさらに工夫、改善に努め、町民皆様からの負託に応えるべく、持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで住んでいてよかったと言われるよう、効率的かつ効果的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後各担当から決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また、決算特別委員会説明参考資料に基づき詳細な説明がありますので、よろしくご願ひ申し上げます。

貴重なお時間を割いていただき、誠にありがとうございました。

【関口委員長】 ご苦労さまでした。準備のために暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは各課における決算の説明を求めてまいりたいと思いますので、よろしくご願ひしたいと思います。まず最初に、議会事務局が所管する内容についての説明をお願いいたします。

大川事務局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、これから議会事務局が所管執行いたしました令和4年度の決算審査をよろしくご願ひいたします。説明は亀井局次長から、ご質問については出席の職員でお答えいたしますので、よろしくご願

いたします。

【関口委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 おはようございます。それでは、議会事務局所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は51、52ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等、共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等、共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の1議会運営経費でございます。報償費は、各種団体等で開催されます大会や品評会、作品展などの議長賞の記念品代でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は、議員の各常任委員会及び新人議員による秋田県小坂町の最終処分場への行政視察及び随行職員や執行部職員の旅費などでございます。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費で、対応件数は備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費、新聞4紙や定期刊行物の購読料、食糧費は、来客用コーヒー代や他の自治体からの視察来庁時における茶菓子代でございます。役務費では、議員控室のインターネット回線使用料及びロゴチャット使用料でございます。委託料は、議員健康診断委託料と議場音響システム保守点検委託料で、議員健康診断委託料では、健康診断と大腸がん検診の費用を医療機関へ支払ったもので、受診者は15名でございました。議場音響システム保守点検委託料では、議場及び委員会室の音響設備の保守点検を年2回実施いたしました。使用料及び賃借料は、議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金や神奈川県町村議会議長会への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県下の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をご覧ください。議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページ、20款諸収入4項1目雑入7節雑入38万5,630円でございます。各議員にご負担いただいているタブレット端末の負担金、会派や議員ごとをお願いしている複写機の利用代金でございます。タブレット端末の負担金36万7,200円を使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費に1万8,430円を充当してございます。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。健全な行財政運営の確保事業費の議会公開事業費でございます。議会議員活動が円滑に行えるよう議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙を購入いたしました。印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で年4回発行いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含め

た特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムを委託する会議録検索システム委託、3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。

続いて、下表をご覧ください、議会公開事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、20款諸収入4項1目雑入1節議会費雑入4万円でございます。平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、「議会だより」印刷製本費に充当してございます。

以上で、議会費の令和4年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 事務局の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

以上、これをもちまして、議会事務局の決算審査を終わります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは企画部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず最初に、企画政策課の歳出2款総務費から7目企画費の中関連部分まで、55ページから58ページの説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部につきましては、4課でございます。その4課の決算審査をお願いするものでございます。まず最初に、企画政策課の決算審査となりますので、説明につきましては関根企画政策課長から、また質疑等につきましては、出席職員全員で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、企画部企画政策課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明(参考資料)に基づきご説明させていただきます。決算書は55ページから58ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。企画行革事務経費ですが、企画政策課が所掌いたします業務の経常的な事務に要する経費でございます。報酬は、総合計画審議会委員の報酬、報償費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼及び記念品、旅費は、総合計画審議会委員の費用弁償及び企画マーケティング担当職員の旅費、需用費の消耗品費は、マーケティングに関する月刊誌の購読料でございます。備品は、庁内会議用のモニターの購入費でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。企画行革事務経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は3ページ、広域行政推進事業費でございます。単独の自治体では解決できな

い広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の合理化及び効率化を実現することをその目的とし、部会等により特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行っているものでございます。負担金補助及び交付金は、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。広域行政推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページ、マーケティング推進事業費でございます。本事業は、町政運営に対する町民の声を継続的に聴取し、各施策構築や展開に生かすとともに、町民の町政への関心や理解を深めるものでございます。報償費は、eマーケティングリサーチ制度協力者に対する謝礼で、町共通商品券をお渡ししております。旅費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議等がオンライン会議及び中止となったため支出はございませんでした。需用費の印刷製本費は、町ブランド施策として実施した「こころ。を灯す」のチラシの印刷費でございます。役務費は、謝礼の商品券を簡易書留によりeモニターさんへお届けする郵送料及びマーケティングに関する研修を対面ではなくアーカイブ動画で実施したことから、委託料から流用して支出したものでございます。委託料は、マーケティングに関する研修費として計上しておりましたが、先ほどご説明したとおり、役務費で支出したため委託料での支出はございません。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。マーケティング推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

企画政策課の令和4年度決算のご説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 3点ほどお伺いします。1点目なんですけど、タブレット2ページの企画行革事務経費の中の、こちらに書かれているのが、対面と比べてということなんですけど、対面と比べてオンライン会議だとか審議会や委員会の書面会議の場合、運営上問題なく対面と同じようにできたのか、予算が効果的なものであったのかお伺いします。

2点目なんですけど、タブレット4ページのマーケティング推進事業費の部分で、令和4年度予算からはブランドの知識を推進するマーケティングマネージャーを雇わずに今までのノウハウを吸収した中で、足りない課題などに対応するために研修予算であったと思いますが、令和4年度を通して職員の方々にこの研修を通してどのようなスキルが身についたなど、研修予算を使ったことでどのような効果とか、成果があったのかお伺いします。

3点目なんですけど、同じくマーケティング推進事業費の部分で、eマーケティングリサーチ制度の中で、登録者及び回答率が予想よりも少なかったと書いてあるんですけど、過去の答弁から、eモニターは、令和4年度3月10日時点で304人、令和5年3月1日には402人であったと思います。その中で年間で98人増約25%増加している中で、悪い数字じゃないと思うんですけど、何名の登録者増を予定していたのか、また回答率、質問内容によると思うんですけど、6割前後の中で何割ぐらい当初予想していたのかお伺いします。

以上3点お伺いします。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 3点いただいたうち順次お答えしていきたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

まず、1点目の企画行革事務経費で、オンラインでの開催というのが対面と比べてどうであったか、遜色なかったかということですが、会議自体も対面と比べても問題なく進捗しておりましたし、こちらで伝えるべきことも伝えることができたといった中では、オンラインでの効果もあるかなとは感じているところです。ただ、その一方で、対面によるメリットとして肌感的な部分、どうしても画面越しで読み切れない部分というのは確かにあることはあるので、対面とオンラインとそれぞれいいところを探っていくって、開催についても、町でオンラインにしてほしいとかということで、必ずかなえられるものでもないと思っておりますので、その辺りは機会を捉えながら今後調整していくって、町で必要なことは伝えていけるような体制を継続していきたいと思っております。

あと、2点目のマーケティングのブランドの研修、どのようなスキルや効果、成果が得られたかといったところですが、コロナ禍ということもあって、対面による研修の実施ができなかったという事情がある中で、どうすれば職員のスキルを伸ばして今後の町政に反映できるようなものを得ることができるかといったところを探った中で、マーケティングですとか、そういった分野で著名な方が何人もいらっしやって、それぞれ得意分野がありますので、そういったところの知見を得られるようなアーカイブ動画を視聴したというような形になっています。時代の先端を行くような方々の貴重な講義内容ということもありましたので、一方的な講義形式ということではありましたが、その中のエッセンスを取り込むことで今後のブランディング推進について、それぞれの講師の方々から得られるものがあって、特にブランドの活動にこういう視点でやっていったらどうかとか、今の町のブランド推進で弱い部分について、こういう視点から補強していったらいいんじゃないかというようなことが得られたかなとは思っております。

【関口委員長】 山下主査。

【山下主査】 eモニターについてご質問いただいたところに回答させていただきます。予算として想定していたのが、全問回答していただく方が200名、1問でも回答していただく方を150名で合計350名の方を想定して予算を組んでおります。実際には第1回が回答率58.6%、第2回が46.0%、第3回が50.1%、第4回が46.8%の方に回答していただいております。結果として全問回答していただいた方が、想定200名に対して122名、1問でも回答していただいた方が、想定が150名のところ145名で合計が350名を見込んでいたところ267名となっております。

以上でございます。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 まず、1問目の企画行革事務経費の部分で、対面と比べてというところで、評価する上でもオンラインでも問題ない部分もあったり、対面のメリットとかデメリットとかも、先ほどおっしゃっていただいたとおりだと思うんですけど、オンラインが評価できるものであれば、次年度以降は、運営上問題ないんだったら、経費も時間も削減できるという観点から、今後はオンラインでの開催だとか、両方対面も合わせたりだとか、翌年度の予算につなげていっても効果的だと思うんですけど、決算を通してどのような見解なのかお伺いします。

2点目のマーケティング推進事業費の部分なんですけど、認知度を向上させて選ばれる町としての今

後の人口減少社会に対応していく中長期的な方向性に基づいた単年度の予算が使われたかどうか評価する場合において、総合計画で挙げられている生産年齢人口だとか、転入者の数だとか、K P I でいえばいいイメージで転入した割合だとか、マーケティング推奨事業費でいえば、町施策に対する住民の満足度や新たな取組件数など、令和4年度に設定したK G I とかK P I の達成に対して決算を通してどのように評価しているのかお伺いします。

3点目なんですけど、先ほどおっしゃっていただいた350名から267名だとか、回答率が50%から40%台の回答でしたという中で、e マーケティングリサーチ制度によって令和4年度においても町の事業として何か実施することはできたのか、結果ということですね。予算の効果があったのかお伺いします。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 まず、1点目のオンラインで効率的にできたのでというところで、決算を踏まえて今後どうするかというお話であります。もちろん決算を踏まえて翌年度どうしていくかというところは考えておりますので、これまでの対面のみ費用の計上ということではなくて、オンラインもありきでやっていくべきかなと思っておりますので、この辺りの費用については、減少傾向にいてもおかしくないかなとは思っております。突発的に対応しなければならないというようなところがあれば、また議会の皆様と相談しながら補正及び予備費や流用も踏まえて対応できればとは考えておるところであります。

あと、次に2点目のマーケティングの部分でございます。総合計画で町民の満足度向上ということで掲げておりますが、K P I、K G I、マーケティングに関する部分で、住民の満足度については、令和4年度について指標設定は特にしていません。3年度は36.7%ということで掲げておりますが、数年に一度アンケート調査を実施して、第1次実計の最初と最後を比べてどうなるかというところでありますので、令和3年度から次に設定しているのが令和6年度という形になっておりますので、指標自体は設定はしておりませんが、結果として満足度の調査は行っておりますので、結果だけを申し上げれば、令和3年度が29%に対して令和4年度が26%であったというところで、若干下降しているというところは、今後でこ入れをしていかなきゃいけないかなとは思っているところです。特にe マーケティングなどははじめ町民ニーズを的確に捉えて、それをどう施策に反映していくかというところで、マーケティングの効果を発揮できるような形で今後取り組んでいきたいとは思っております。

【関口委員長】 山下主査。

【山下主査】 e マーケティングリサーチ制度の活用が効果的であったかとお質問いただいております。令和4年度は4回実施しております。寒川町消費活動に関するアンケートを第1回として実施しております。こちらは町民の方々の消費活動の現状と消費者のニーズを把握することができましたので、こちらのいただいた内容を引き続き商業振興に反映していきたいというところでございます。第2回目は町ホームページに関するアンケートを実施しております。こちらは令和3年度にも実施しております。令和3年度中にホームページのリニューアルをしたんですが、そちらの効果の検証という形で実施しております。このアンケートによって浮き彫りになった課題について、その改修に向けた取組を進めていき、ホームページに訪れていただいた方の欲しい情報が得られるように、より使いやすく親しみやすいウェブサイトにしていくようにこちらのデータを活用しているところでございます。第3回として

夜間の移動に関するアンケートを実施しております。こちらはブランド施策として実施した「ころ。を灯す」の効果検証をしたところでございます。夜間については、特に女性の方は徒歩での移動に非常に不安を持っているというところがありましたので、引き続き「ころ。を灯す」の取組を実施していきたいと考えております。また、第4回目は環境美化活動に関するアンケートを実施しております、環境美化に関する取組の参加のしやすさとか、どうやったら参加しやすいのかというところを伺いましたので、今後環境美化に関していただいたアンケートの情報を活用して、より参加しやすい環境美化を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目と2点目は分かりました。3点目、結果としては予想よりも参加者の回答数ですが、267人と少し下がりました。4回実施して、いろいろ町の課題だとか、反映したい部分だとかが見つかりました。その上で次年度以降の予算をどのように反映していきたいか最後にお伺いします。

【関口委員長】 山下主査。

【山下主査】 ありがとうございます。登録者につきましては、引き続きLINEなどで募集をして登録者を確保していきたいと考えております。ただ、回答率が始まった当初から少しずつ下がっておりますので、回答しやすいアンケートに心がけるだとか、設問の量がだんだん多くなってしまっているところもあるので、回答率が上がるようなアンケートのつくり方などを学びながら運営していきたいと考えております。予算につきましても、LINEでの募集を去年から始めたんですが、LINEで募集するとそのまま携帯で登録してくれるということもあって、非常に効果的でありますので、去年、今年度の登録者の増を見ながら来年度の予算に反映していきたいと考えております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 それじゃ、お聞きします。私も4ページのマーケティングの推進事業費なんですけど、委託料と役務費のところでは検証をアーカイブ動画で実施したということで、役務費があつて、委託料は支払済額がゼロということなんですけど、ここに関して研修に関して委託にするには、多分対面ということで、講師を派遣してもらうということだと思ふんですけど、それをアーカイブの動画とか、そういうものでやったということなんですけど、これに関して役務費の中でどの程度アーカイブの費用を使っているのかお伺いします。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 アーカイブ動画の費用というところですが、こちらは税込での16万5,000円という金額でございます。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。アーカイブで16万5,000円かかったということで、本来なら対面でやる場合、研修の会社とか、そういうものに派遣してもらうのかなと思いますけど、今後について対面の

研修会と、それから動画かな、先ほど柳田委員からもありましたけど、これに関しては併用していくような感じで考えていいんですか。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 マーケティングの研修については、対面の良さというものもちろんあると思いますので、令和4年度につきましては、コロナということがあって対面が難しいという中で探った研修のやり方ということもあります。4年度の結果を検証して、より効果的な研修効果が得られるような形で今後探っていきたいなと思っております。ですので、必ずオンラインでいくということでもありませんし、対面じゃなきゃ駄目だということもなく、全ての可能性を探っていきたいと思っております。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 細かいところを教えてくださいなんですけれども、eモニター制度のモニターでやってくださっている方たちの年齢別と男女別の人数というのが説明がなかったもので、それをまず教えていただきたいというのが1つ、それから前の2人が質問しているのであれですが、アーカイブ動画の内容ってどういう内容をやったのか、どういうのを見たのかということも教えていただきたいなと思います。それからここなのか、それか広報なのか分からないんですけども、ホームページに訪れた方たちに対してアプローチしていくというのは広報になるのかな。広報で聞きますので、分かりました。すみません。その2つについてお答えいただけますか。

【関口委員長】 山下主査。

【山下主査】 eモニターの男女別の人数でございます。全体ですと、男性が136名、女性が314名、その他の方が2名で合計が452名という形でございます。年齢別でお答えしますと、男性からお答えさせていただきます。10代が2名、20代が8名、30代が24名、40代が39名、50代が28名、60代が24名、70代が7名、80代が4名で、続いて女性の方です。10代が3名、20代が28名、30代が92名、40代が106名、50代が58名、60代が18名、70代が9名、80代がゼロ名で、その他の方は30代が1名、そして50代の方が1名となっております。

以上です。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 それでは、2点目のアーカイブの研修の内容ということですが、研修といたしましては、月刊誌「宣伝会議」というものを取らせていただいておりますが、その編集部で注目する2023年の必須18テーマの集中講座ということで、18名のマーケティングやクリエイトに関わる方のテーマということで、一例を申し上げますと、佐藤可士和さんですとか、そういった方のそれぞれ得意とするテーマを、1テーマ大体2、3時間ぐらいをやっていただいているというようなところで、その中でもステートメント宣言といった部分もありますので、そういったものについては、町のブランドのステートメントにつながるような形で成果としても捉えておりますので、受講してよかったかなとは感じているところでございます。

以上です。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 ニーズは分かりました。お伺いしたいんですけども、マックスでどこまで広げられますか。まず女性を強化するのか、その辺は総括ときに提案させていただきますけども、今352名いて、例えばこれをそれぞれ男性も女性も倍まで、年齢も一緒に倍まで持って行って、1,000人近くまで持って行って、精度を高めることができるかということ、もちろんインセンティブの部分でお金がかかっちゃうことはできませんという考え方なのか、いやいやもっと精度を高めて、よりニーズを掘り起こすのと、そもそも調査って、お分かりだと思うんですけど、仮説の検証から、もともと調査ってそういうものなので、ある程度仮説立てをしたものに対する検証が大きなものだと思っているんです。それをやっていく上であまりにも少ないとどうなのかなって思うところがあって、本当は1万人欲しいところなんですけど、それだと難しいだろうから、マックスで例えばこの辺までの人数だったら、予算は抜きにして、いけるんじゃないかという人数があれば、目安があれば教えていただきたいなと思います。

それから2つ目なんですけども、「宣伝会議」の内容で、佐藤可士和さんの名前が出てきたので、いかなと思いました。今日本を代表するクリエイターで、まさにクリエイターで居ながらデザイナー、クリエイティブディレクターでありながら、本当にマーケティングのこともよく知っている方、ブランディングという部分では、今多分日本で1番、そういう方の講演動画というか、アーカイブ動画をしっかり18にわたって見たんだというんだったら、素晴らしいなと思うんです。問題は本当にちゃんと自分たちのものになっているか、言葉もちゃんと落ちてきているか、それから、それをちゃんと自分たちで使いこなすためにこういうふうに使いたいという、何かディスカッションがあったのか、そこについてお答えください。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 まず、1点目のeモニターはどこまで増やせるかというところですが、統計学上でいえば、現状の町の規模でいうと381回答があれば統計学的な裏づけがあると、そこをどう逆算していくかという話だと思います。そこを充足するような回答率、それに対して、もともとの母数がどれぐらい必要かということになっていくかと思いますので、委員がご提案された現状の倍というのは、1つの目安になっているのかなとは考えているところでございます。

2点目のアーカイブの動画の内容がちゃんと実になっているか、それが反映できているかというようにお話かと思いますが、先ほど一例を申し上げました令和4年度にブランドステートメントということで、町ブランドのロゴですとか、『「高座」のこころ。』というスローガンについては、ここ数年継続してきているというところで、認知度も上がっているような結果にもなっておりますが、では、『「高座」のこころ。』と言われたときに、その持つ中身、内容というのが、まだひもづいていない、理解が深まっていないということが課題になっているかなというところがあり、先ほど申し上げたブランドステートメントということで、寒川らしさという穏やかさ、優しさ、あたたかさ、そういったものを簡潔に伝えるようなポスター等も作っております。そのステートメントができたというのも、1つアーカイブ動画でこういう視点がというところで気づかされたなというところがありますので、全ての動画を腹落ちして生かせるかという、なかなか難しい部分はあろうかと思いますが、その中でも特に自分たちでも気づいて、こういった部分は反映できるだろうというところは、すぐにできたのかなとは思って

おります。

以上です。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。eマーケティングは分かりました。ある程度数値が出てきたので、いいです。

それで、もちろんある程度マーケティングの話は分かりますし、ブランディングの部分も分かりますし、そういう意味でステータスのことだと思うんですね。今どういう位置にいるかとか、どういう現状なのかというところの現状把握をちゃんとした上で、どうするかというところをやっていったと思うんですけども、例えば佐藤可士和さんは元博報堂の有名クリエイターなんですけども、最近いろいろとマーケティングの専属会社みたいところで、例えば僕がよく出すのが株式会社刀の森岡 毅さんみたいな、ああいうところと寒川町の規模でコラボする可能性というのは、ありなのか、なしなのか、そのの見解を教えてください。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 今すぐ魅力的な方のお名前を出していただきまして、ありがとうございます。もしコラボできるのであれば、町にとってもメリットあるかなとは思っております。ただ、森岡さんは、かなり全国的にも活躍されている方で、お忙しい方でもあると思いますし、どこまで金銭的に可能かというところで、そこまでお金をかけるということになれば、それに対する効果、成果も当然求められてくると思いますので、そこについては十分検討していきたいとは思っております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、先ほど柳田委員からもあったんですが、オンライン会議の関係です。これは全ての課に全部聞いていくと、なかなか時間がありますので、寒川町役場でイニシアティブを取る企画部企画政策課というところで、オンライン会議を各部署で取り入れていくかどうかというのを見解としてお伺いできたらと思うんですが、いかがでしょうか。生活様式がここでコロナによって変わったので、その辺も取り入れていかなきゃいけないのかなという思いがありまして、質疑等をさせていただいております。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 オンライン会議は、町が主催ということであれば、オンライン会議もありで考えてもいいかなと思います。一方で、国や県、他の市町村で主催されるものについては、それぞれのお立場の考えがあらうかと思っておりますので、町から今後はこういうふうにしたほうがいいのか、例えばオンラインを中心にやっていったほうがいいのかというような意見を出すことはできるかとは思いますが、最終的な判断はそれぞれ主催する側になってしまうかなとは思っておりますので、そこについては今後協議が必要かなと思っております。あくまでも町主催の部分でいえば、オンラインのメリットもありますし、一方で、対面だからこそ表情が見えるとか、全体の雰囲気を通してこういうことを言いたいのかなということが推測できるような部分というのがありますので、対面の良さというものも一

方ではあるとは思っておりますので、会議の内容次第で両面あっていかなとは思っております。ただ、これまでのように対面一本やりということではなくて、オンラインでできたということが成果としてありますので、その有効性というものも検証して今後できるものはやっていきたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 ぜひとも検討していただいて、例えばガイドラインをつくるとか、そういったところをやれということではなくて、要は検討していただければなど、全庁で考えていっていただけたらなと思っておりますので、そのような形でお願いしたいと思っております。

【関口委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 ありがとうございます。ガイドラインというようなご示唆もいただきましたので、それらも含めて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

【関口委員長】 それでは、以上で企画政策課の審議を終了したいと思います。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、企画部財政課の審議に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、企画政策課に引き続き財政課の決算審査をお願いするものでございます。財政課につきましては、一般財源の部分についてご説明申し上げますので、若干説明が長くなるるかと思いますが、よろしく願いいたします。なお、説明につきましては皆川財政課長から、また質疑等につきましては出席職員全員で対応いたしますので、よろしく願い申し上げます。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳出決算から説明させていただきます。決算書は53、54ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。こちらは財政事務を行うための財政事務経費でございます。旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品費は、地方債の手引き等の参考図書購入費用でございます。委託料は、公会計の統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料でございます。下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、ふるさと納税推進事業費は、町外の方から町へふるさと納税としてご寄附を頂くためにインターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。需用費の印刷製本費は、令和3年度にふるさと納税を寄附していただいた方にお礼状のポストカードを作成し、活用例などの周知を図ったものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料及び先ほどご説明いたしましたお礼状の郵送料、委託料は、ふるさと納税窓

ロサイトの運営及び返礼品の調達、発送の委託業務に対するものとなっております。なお、特定財源は、下表をご覧ください、歳入番号①、決算書43、44ページのまちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。財政調整基金積立金でございます。一般財源からの積立金15億9,750万2,000円と預金利子分5万2,614円を積み立てたものでございます。

下表をご覧ください。財政調整基金積立金の特定財源として、歳入番号①、決算書は41、42ページの利子及び配当金の1行目財政調整基金利子5万2,614円となります。

次に、タブレット資料は5ページ、決算書は53から56ページの公共施設整備基金積立金は、預金利子分の積立てでございます。

下表の特定財源は、歳入番号①、決算書41、42ページの公共施設整備基金利子の113円となります。

次に、タブレット資料6ページ、減債基金積立金で、こちらも預金利子分の積立てでございます。下表の特定財源は、歳入番号①、決算書41、42ページの減債基金利子の1,382円となります。

次に、タブレット資料は7ページ、まちづくり基金積立金でございます。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金及びふるさと納税として寄附していただいた寄附金から事業費を差し引いた額と預金利子を積み立てたもので、積立金の総額につきましては、支出済額に記載の2,685万9,477円でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページのまちづくり基金利子の1万6,284円及び歳入番号②は、決算書43、44ページのまちづくり寄附金のうち資料の備考欄に記載の各事業充当額を差し引いた2,684万3,193円を充てております。まちづくり寄附金のうちふるさと納税につきましては、令和4年度については、決済連携先を増やしたことにより令和3年度より55万3,000円の増となり、件数につきましては2,545件と161件の減となりました。なお、寄附による税額控除、町からの流出額は約9,186万円で、寄附額より税控除が上回っており流出超過となっております。また、備考欄に記載の事業につきましては、年度中に事業に充当しているものでございます。

次に、タブレット資料8ページの土地開発基金繰出金は、預金利子2,730円を繰り出したものでございます。なお、土地開発基金につきましては、繰出金の科目から支出することになっております。下表は特定財源となりまして、歳入番号①、決算書は41、42ページの土地開発基金利子の2,730円となります。

次に、決算書は61、62ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをご覧ください。契約検査事務経費でございますが、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。報酬につきましては、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請の年に当たり、その事務処理のための会計年度任用職員の報酬として予算計上しておりましたが、職員協力により対応できたため未執行となりました。報償費につきましては、優良建設工事の記念品の購入、旅費は、電子入札事務の職員旅費を計上しておりましたが、コロナウイルス感染拡大の影響からオンライン会議等となったため全額未執行、需用費の消耗品費は、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金は、電子入札システム事業の運用に係る負担金

でございます。

続きまして、下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、下水道事業事務費負担金については、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に記載の額を充てており、特定財源を支出済額から差し引いた272万4,500円が一般財源となります。なお、この負担金につきましては、このほか下記記載の事業に記載の額を充当しております。

続きまして、決算書は11款まで飛びまして、109、110ページ、11款1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。こちらは町債償還元金でございます。令和元年度借入れの各中学校空調機等設置工事や令和元年度借入れの道路事業などの償還が開始した一方で、寒川駅北口地区土地区画整理事業などの償還終了分が上回ったこともあり、前年度より1,184万3,740円、1.1%の減となっております。なお、下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、決算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。町債償還利子となります。寒川駅北口土地区画整理事業に係る地方債の償還終了などにより前年度より574万4,694円、17.5%の減となっております。下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。なお、不用額につきましては、一時借入金利子の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書は109から110ページ、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。当初予算額といたしまして前年度同様5,000万円、補正により6,526万1,000円の増をお願いいたしまして、結果として8,863万2,551円を充用させていただき、残額が2,662万8,849円となっております。充用先の款別の合計額につきましては、備考に記載のとおりでございます。充用金額の大きかった事業といたしましては、新型コロナウイルス感染対策として、修学旅行の行程の一部を貸切バスに変更するための費用をはじめ高齢者物価高騰対策給付事業実施に伴う印刷委託料の不足分など、各関連対策事業として合計956万7,070円を、また防火水槽を借地している地権者からの当該地を含めた土地売却を理由とした撤去の申出に早急に対応するための撤去負担金が3件で858万円となっており、予備費総額のうち修繕料は2,039万1,123円で、全体の23%を占めております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットは13ページ、決算書は25、26ページをご覧ください。まず、2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、収入済額は2,462万円でございます。こちらはガソリンに課される税で、道路延長、面積により案分して譲与されるものでございます。令和3年度のガソリン消費量の落ち込みなどがあり、対前年度比で118万4,000円、4.7%の減となっております。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税は、収入済額7,369万3,000円でございます。こちらは検査自動車について、その重量に応じて課税される税で、地方揮発油譲与税同様に町道の延長、面積により案分され、譲与されるものでございます。交付の基礎となる自動車重量税収入額などが減少したことにより、前年度比で8万5,000円、0.1%の減となっております。

続きまして、3項1目森林環境譲与税の収入済額は506万6,000円でございます。令和元年に新設され、間伐や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等のための譲与税でございます。当該譲与税の総額を都道

府県分、市町村分で割り当て、私有林、人工林面積、林業就業者数、人口で案分して譲与されるものがございます。市町村分の割合は譲与割合の特例により元年度の80%から個人住民税と併せて徴収される令和6年度の90%まで段階的に上がる仕組みとなっており、2年度及び3年度は85%だったのに対し4年度、5年度は88%となっていること、また譲与額の総額も特例により3年度分から増額されており、対前年度比で118万3,000円、30.5%の増となっております。

続きまして、3款1項1目利子割交付金の収入済額は226万3,000円でございます。利子等の支払い、または取扱いをする金融機関等を特別徴収義務者とし、県が返納した県民税利子割額の各市町村に係る個人県民税収入決算額の割合に応じて交付されるもので、県民税利子割の減に伴い前年度比で96万9,000円、30%の減となっております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金、収入済額は4,558万2,000円でございます。上場株式等の配当等に対して納められた税を基に交付されるもので、県民税配当割額の減少により前年度決算額より256万3,000円、5.3%の減となっております。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額は3,497万5,000円でございます。上場株式等の譲渡益に対し、納められた税を基に交付される交付金で、譲渡益の減により前年度比2,627万1,000円、42.9%の減となっております。

続きまして、6款1項1目は決算書27、28ページをお開きください。1項1目法人事業税交付金、収入済額は1億2,881万7,000円でございます。法人事業税交付金については、法人事業税収入額の一部を都道府県から市町村に交付されるもので、法人事業税の増により前年度比2,466万1,000円、23.7%の増となっております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金、収入済額は11億6,582万6,000円でございます。地方消費税は消費税の税率10%のうち2.2%、軽減税率8%の適用の場合はそのうちの1.76%が地方消費税として都道府県の収入になり、さらにそのうちの50%が地方消費税交付金として市町村に人口、従業者数により案分され、交付されるもので、経済活動の回復やエネルギー価格の上昇などの影響から前年度より5,497万3,000円、4.9%の増となりました。

続きまして、8款1項1目環境性能割交付金、収入済額は2,298万4,059円でございます。令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されているもので、県の自動車税環境性能割収入額の増加により前年度比373万6,009円、19.4%の増となりました。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金、収入済額は8,475万1,000円でございます。平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による個人住民税の減収補填措置分として交付されるもので、前年度比192万2,000円の増となりました。

続きまして、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額は101万8,000円でございます。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方団体の減収を補填するために令和3年度から令和8年度までの間交付するものでございますが、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が昨年度のみだったことから、昨年度比で3,679万9,000円、97.3%の減となっております。

続きまして、10款1項1目地方交付税、収入済額は723万6,000円でございます。当町につきましては、普通交付税の不交付団体でございますので、特別交付税のみの額となっております。

続きまして、11款1項1目は、決算書29、30ページをご覧ください。交通安全対策特別交付金の収入済額は674万9,000円でございます。道路交通法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を過去2年間の交通事故、道路延長などにより交付されるもので、交通事故の減少等により前年度比で52万4,000円、7.2%の減となっております。

2款から11款につきましては、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上しておりますが、景気の動向や法改正に伴う新たな交付金など不確定な要素が多く、また交付決定時期が3月などにより補正対応が間に合わず予算との差が生じてしまい、決算対応となってしまいました。今後につきましては、より差が小さくなるよう努めてまいります。

続きまして、決算書は33、34ページをご覧ください。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の収入済額は2億9,054万4,000円でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて細やかに必要な事業を実施できるよう交付されたものでございます。

次に、決算書は37、38ページをご覧ください。15款県支出金1項県負担金3目1節市町村移譲事務交付金、収入済額は275万6,940円でございます。市町村が処理することとした県の事務処理に要する経費で、主たる内容は動物の死体収容、一般旅券発給申請の受理に係る事務など昨年度は37事務がございましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延による海外渡航者の大幅な減少により一般旅券パスポートの発給申請件数が前年の67%まで落ち込んだ影響を受け、前年度比で147万6,276円、34.9%の減となっております。

続きまして、2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金で、備考欄の3行目、市町村事業推進交付金、収入済額は57万円でございます。鳥獣保護管理対策や青少年行政推進などに交付されるもので、事業増により前年度比36万1,000円、172.7%の増となっております。

続きまして、決算書は39、40ページをご覧ください。7目市町村自治基盤強化総合補助金1節市町村自治基盤強化総合補助金、収入済額は1,341万4,000円でございます。市町村の行財政基盤の強化を図るため市町村等が実施する事業に対して補助されるもので、令和4年度につきましては、茅ヶ崎市と共同で行っている環境事業センターの焼却炉修繕や広域リサイクルセンター設備改修工事がございましたが、広域粗大ごみ処理施設建設負担金が大幅に減額されたため、前年度比で1,067万6,000円、44.3%の減となりました。

続きまして、決算書は41、42ページになります。タブレット資料は14ページをご覧ください。16款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金の収入済額は130万円でございます。株式配当金につきましては、決算書記載の額のうち三光化学工業株式会社様分の配当で、前年度同様となっております。なお、この配当につきましては、教育活動充実事業費及び中学校管理運営経費へ充当しております。

次に、決算書は43、44ページをご覧ください。2項財産売払収入1目1節物品売払収入は、備考欄に

記載の予算書等売払収入の収入済額で8,000円でございます。令和4年度は、令和3年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書、当初予算書、当初予算の概要の販売があり、前年同額となっております。

続きまして、18款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、収入済額は9億4,928万8,000円でございます。前年度比で3億20万9,000円、46.3%の増となっております。

続きまして、2目1節まちづくり基金繰入金の収入済額は2,748万4,760円でございます。タブレット資料備考欄に記載の広報プロモーション活動事業費のほか15事業へ充当しております。詳細な事業につきましては、タブレット資料15ページの別掲充当先内訳に記載しているとおりでございます。

続きまして、19款1項1目繰越金1節前年度繰越金、収入済額は21億7,703万4,343円でございます。こちらは令和3年度決算上の剰余金を翌年度の令和4年度の財源として繰り越したものでございます。

次に、20款諸収入4項1目雑入、決算書は47、48ページをご覧ください。7節雑入備考欄の3行目にごございます市町村振興協会市町村交付金の収入済額は1,436万9,189円でございます。市町村振興宝くじの収益金を市町村に配分するもので、公共事業、公益の増進を目的とする事業が対象でございます。宝くじ収益の減に伴い前年度比で117万1,904円、7.5%の減となっております。

続きまして、21款1項町債1目土木債から、決算書は次ページにわたりまして、2目消防債、3目総務債につきましては、備考欄記載の事業に充当しており、令和4年度の起債の総額は9億2,570万円で、先ほど歳出で説明いたしました決算書の110ページに記載の町債償還金が10億5,583万6,421円ですので、借入れの総額は1億3,013万6,421円の減となりました。なお、1目土木債2節都市計画事業債の田端西地区まちづくり事業債は、備考欄に記載のとおり、令和5年度へ繰り越しております。

次に、決算書153ページの一般会計における実質収支に関する調書を説明させていただきます。なお、154ページから156ページの各調書につきましては、特別会計ですので、それぞれの所管からの説明となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般会計における実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額209億4,232万9,000円に対し、歳出総額は188億9,188万4,000円となり、歳入歳出差引額といたしましては、20億5,044万5,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては、本年6月会議でもご報告させていただきましたとおり、繰越明許費繰越といたしまして出産子育て応援事業費ほか6事業で1億328万1,000円を繰り越し、令和4年度の実質収支額は19億4,716万4,000円となりました。

続きまして、財産に関する調書、決算書の159ページ、1公有財産の(2)無体財産権から(4)出資による権利までについてご説明いたします。

(2)無体財産権の商標権であります。E's Samukawaの名前及びロゴの商標登録、『「高座」のころ。』のブランドスローガン、メインのブランドマーク及びサブのブランドマークの5件で、前年度からの変更はございません。

次に、(3)有価証券につきましては、町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、(4)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、決算書の165ページから167ページをご覧ください。3基金の状況でございます。166ペ

ージの(10)国民健康保険財政調整基金、167ページの(14)介護給付費等準備基金につきましては、各特別会計の所管からの説明となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主な増減内容についてご説明させていただきます。(1)財政調整基金ですが、令和4年度につきましては、上段に記載の額15億9,755万5,000円を積み立て、基金へ繰入れたもので、下段の9億4,928万8,000円は、財源調整のため一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(5)奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸付けに伴う増減及び預金利子の積立によるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、修学資金が月額1万円でございます。

次に、167ページの(15)まちづくり基金についてですが、上段の2,746万円は、令和3年度のまちづくり寄附金及び利子を財源に積立金として支出し、基金へ繰り入れたものでございます。3月31日までに積立額が確定しないため、出納閉鎖期間での財務処理となるため、決算年度前年の額が積立額となっております。その他の基金、上段の数値の増については、預金利子となっております。

続きまして、タブレット資料16ページ、参考資料をご覧ください。こちらは令和4年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書2ページ目の第1表決算収支の状況に対応した表で、新型コロナウイルス感染症対策関連額を除いた決算額と本決算額との差額によるコロナ関連額等を内訳として加え、前年度との比較をしたものでございます。この表の中で特徴的なものといしましては、一番右側、年度間比較のうち差額のコロナ関連額等の歳入総額と歳出総額をご覧くださいと、歳入で約4億5,000万円、歳出で約3億5,000万円それぞれ減となっております。これは表の下段の感染症関連額除外後の決算概要の後段に記載しておりますが、歳入歳出共に感染症対策事業費の縮小によるものでございますが、その一方で、感染症関連歳出決算総額の3分の1ほどが物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する給付支援などの事業費に回っている結果となっております。

続きまして、タブレット資料17ページをご覧ください。こちらは令和4年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書11ページ目の第6表歳入決算額目的別内訳に対応した表で、新型コロナウイルス感染症対策関連を除いた額と構成比及び決算額との差額を内訳として加え、前年度と比較したものでございます。この中で特徴的なものといまして、14款国庫支出金が3年度に実施した住民税非課税世帯及び子育て世帯に対する特別定額給付金給付事業費補助金の減が決算額及び構成比に大きく影響したこととなりました。

続きまして、タブレット資料18ページをご覧ください。こちらは令和4年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書17ページ目の第7表歳出決算額目的別内訳に対応した表で、新型コロナウイルス感染症対策関連を除いた額と構成比及び決算額との差額を内訳として加え、前年度と比較したものでございます。この中で2款総務費は令和3年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の大幅減、3款民生費も同じく令和3年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の皆減が主な要因となっております。

以上、令和4年度寒川町一般会計歳入歳出決算全体としては、歳入歳出共に令和2年度決算に次ぐ歴代2位の決算額となりました。歳入では、納税義務者の増などにより個人住民税が増となったほか、企業の設備投資による償却資産の増により固定資産税が増となるなど町税全体で対前年度4.0%の増とな

りました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も対前年度71.5%の増となっております。

一方で、歳出では、障害福祉サービス費などの扶助費や新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う物件費が増となったほか、田端西地区組合土地区画整理事業の進捗に伴う助成金の増などもあり、町総合計画2040第1次実施計画に基づいた事業を推進した結果が令和4年度決算に表れているものと捉えております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【関口委員長】 財政課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 3点お伺いします。まず1点目が、タブレット3ページのふるさと納税推進事業費の部分で、ふるさと納税は地方交付税の交付団体にとっては、ふるさと納税分が流出超過で赤字になったとしても税収の75%が地方交付税で補填される制度であって、普通交付税不交付団体にとっては補填してもらえない制度で、認知度が上がっていけば上がっていくほど、利用者が増えれば増えるほど赤字の補填というのは増えるので、結果的には地方交付税という財源自体も圧迫する要因になってしまうのかなと思うところでございますが、流出超過の不交付団体にとって不利な条件と分かっているにもかかわらず、税控除の分だけ丸々損失したりだとか、頭が痛いけど取り組むしかない中で、税額控除の額と事業費から寄附金を引いた額、令和4年度は幾らになったのかお伺いします。

2点目なんですけど、タブレット12ページの予備費の部分ですかね。予備費に関して地方自治法でいえば第217条1項と2項に基づいて議会で否決したことに使うことはできない限りは、予備費の支出は議会の議決が不要で首長の裁量で予備費が支出できますが、緊急性を要するものだとか、修繕や災害対応だとか、財務課としては予備費を充当していく予算に関して、例えば委託費だとか、補償費だとか、修繕費など緊急性が認められるものに対しては内規的なものをつくっていると思いますが、令和4年度に関しては、財務課の内規に基づいた予備費を活用されたのか、また例外があったのかどうかお伺いします。

3点目なんですけど、財務課なので、財政力指数の部分で、各会計別主要な施策の成果に関する説明書の部分で、29、30ページで、令和4年度財政力指数1.11とあるんですけど、令和3年度と比べると基準財政収入額が約6億円増えていて、基準財政需要額の部分が約1億円減っていて、つまり財政力指数を算出する計算式の中だと、分母が減って分子が増えたので数値が上がったという背景があると思うんですけど、先ほどふるさと納税の制度上財政力指数が1.0を超える普通交付税の不交付団体が75%補填してもらえないことを勘案しても、不交付団体ほど損してしまう現状が地方自治の観点からしたらあまりよろしくないのかなと個人的には思っております。そんな中で令和4年度は基準財政需要額が6億円増えているので、その分の25%が留保財源になるので、そういうことを勘案しても、増えることはいいことだと思うんですけど、基準財政需要額の部分は1億円減っているので、それぞれ何か要因があったのか、昨年度と比べて何があったのかお伺いします。

以上3点お伺いします。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 では、まず1点目の質問でございます。ふるさと納税に関わる入出の差でございます。説明でも一部触れておりましたが、まず令和4年度のふるさと納税としての寄附が歳入の部分でございます。こちらにつきましては、金額としては4,836万円、対しまして流出になります。こちらは9,186万6,613円となっております。その差額でございますが、4,350万6,613円流出が超過しているという状況になってございます。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 2点目の予備費につきましてご質問いただきました。財政課の中の予備費の取扱いに関しましては、例えば予備費に充用する予算額が1件当たり300万円以内かつ緊急性が認められる委託料、あるいは500万円以内の緊急性が認められる扶助費だとか、そういった基準を設けております。実際使っている中では修繕、あるいは税の過誤納還付金になります。緊急を要する命に関わるものだとか、あるいは時間をかけると利息がついてしまうもの、そういった部分につきまして緊急を要することとして支出をしております、例外等は今のところないと考えております。

以上です。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 続きまして、3点目でございます。基準財政収入額、需要額それぞれ増減した理由というところでございます。まず、収入額につきましては、近年コロナ禍以降比較的税収であったり、その辺が好調であると、その辺を反映したものであるということ、歳出につきましては、若干の減となっておりますが、こちらにつきましては、町として何か特別な事情というよりは、国が交付税算定において単位費用を示しているのが減になったものでございます。

以上になります。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。まず、1点目の部分でふるさと納税推進事業のところ、流出超過の中で行政サービスの低下だとか、財政の硬直化を防ぐために赤字をどのように減らしていくかというのが、仕方ないですけど、どうしてもそこは課題となってしまう中で、もちろん毎年度何か努力されているのは理解しております。その中でいろいろな自治体のサイト、ふるさと納税の商品だとかを見ていく中で、小さい自治体ほど町の産業を成長させるためのプロジェクトを商品化したりだとか、商品がいろいろ多様化している中で、新たに営業するのも大変だなと思いながら営業も必要になったり、強いて言えばふるさと納税、シティプロモーション戦略プロデューサーの専門的な人材を取っていたりだとか、商品だけでなく、業務もより多様化している傾向であるなどは思うんですけど、その中で令和4年度町の取組に関してどのように評価しているのかお伺いします。

2点目の予備費に関して例外はなかったということでございましたので、確認できましたので問題はございません。

3点目の基準財政需要額ですね。基準財政需要額に関して、さっきの測定単位のことがあったと思うんですけど、計算式上測定単位と補正係数とか、単位費用の計算式の中で実際の人口が単位なのは分かるんですけど、特に面積とか、例えば福祉に関して何で面積が係数になるのかなと疑問だったり、個人的にはあるんですけど、寒川の場合、面積が小さい分だけ計算上基準財政需要額が小さくなるのかなと

は思うんですけど、そういった算出された財政力指数に関して、例えばほかの自治体を見ていくと、大きいところだと神奈川県では横浜市だとか、平成23年度からずっと財政力指数は0.96から0.99の間を行ったり来たりしていて、例えば横浜市なんか、自治体のふるさと納税の流出額は272億円でも75%返ってくるとか、そういうことを勘案しても、財政力指数は地方自治としては1.0を超えることは基本だとは思いますが、0.99の交付団体があることって、現代の自治体としては、得ってという言い方はおかしいですけど、得なポジションなのかなと思ったりしています。その中で公共インフラなどに投資することで基準財政需要額を大きくする自治体もあるのかなと思うんですけど、小さい面積の寒川の中で令和4年度の基準財政需要額、そして財政力指数の数値をどのように評価しているのかお伺いします。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 1点目、ふるさと納税につきましては、なかなか苦しいところではございますけれども、先ほどご説明させていただいたとおり、4年度につきましては、決済連携先、いろんな形で支払いができるように何サイト増やすということもございますし、あとは企業さんのご努力により定期便だとか、定期的に送ることにより寄附額を増やせるような仕組みを考えているということもございますので、あとは職員が足で稼いで営業していくというところが、そういった形の努力になるかなと思っております。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 後段の交付税のお話になります。ご指摘のとおり、交付税制度というのはどの市町村、日本全国どこであっても同じような行政サービスが受けられるようにというところで、国が一定基準の算定の下財政力が1を下回る場合は交付税の措置がされるというところで、まさに1前後の自治体というのが一番、得損というのはよく言われるところでございます。町につきましても、近年の予算の算定においては、基準財政需要額に算定されるかどうかというところは1つ気にするところでございますし、先ほど言ったように、ふるさと納税の措置がされる、補填がされる、されないというところにつきましては、機会を見てその都度国、県などにおいて要望を出してございます。町としても、ちょっとおかしいんじゃないかというのは課題は持っておりますので、今後引き続きそういった要望活動というのは続けてまいりたいと考えております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点ほどお聞きします。まず、3ページのふるさと納税のことに関してなんですけど、役務費と委託料というのがありますけど、役務費に関してはクレジットの利用料、そして送料ということでしたけど、委託料のことだけ説明になかったので、多分いろいろなサイトを使ってやっていると思うんですけど、それをもう少し詳しく、何社ほど、幾つくらい使っているのか、その辺も詳しくお願いします。

それで、4ページの財政調整基金なんですけど、財政調整基金に関しては先ほど説明がありまして、残高では31億8,890万円ということでしたけど、今まで大体総予算の10%から20%という話がありましたけど、それに関して町としてはどの程度の財調を持っていたほうが安心なのかということと、今後

の活用方法についてお聞きします。

あと予備費のところですね。充当先が書いてあって、支出済額がゼロということですけど、これに関しては各担当課で計上というか、そういうことでよろしいのでしょうか。それを1点確認します。

以上3点です。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 3点いただきました。1点目につきましては、ふるさと納税の委託料につきましては、ご説明が不足して申し訳ございませんでした。委託料につきましては、ふるさと納税を運営するに当たり、サイトの管理、あるいは寄附を申し込んでいただいた方に返礼品を発送したり、あるいはその後の証明書だとか、あるいはワンストップサービスの手続について、またご連絡をしなければいけないので、そういった一連の寄附から事務の終了までの間を作業をやっていただく形で1社委託をしているところでございます。

財政調整基金につきましては、先ほど10%から20%という話がございましたが、町としては今現在標準財政規模の10%か20%が理想ではないかと考えておりました、今現在その規模が100億円前後となっておりますので、10億円から20億円、その辺りの金額が妥当な線と考えておりました、それに近づけるための積立て等を行っているところでございます。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 3点目の予備費の執行に関するところでございます。大変恐縮なんですけど、別にお配りしています決算書の109、110ページをお開きいただけますでしょうか。予備費のページとなりますが、予備費につきましては、ほかの予算とは少々違いまして、特別な事情とございますか、ちょっと物が違うとございますか、要はほかの予算を割り振るという性質がございます。なので、決して残があったとか、執行がゼロだという観点ではございませんで、決算書を見ていただきますと、例えば予備費、12款になります、当初予算の時点で5,000万円、補正予算で合計2,526万1,000円を追加し、その後マイナスで8,863万2,551円という金額が見て取れるかと思いますが、これを各課に割り振った金額という形で、あくまでも予備費の予算から各課に割り振った残額がこちらの決算書の残額として予算と同額として表れると、こういった性質を持ってございますので、そちらでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。まずふるさと納税のことなんですけど、1社でということなんですけど、そうしましたら委託料に関しては、これで1,898万円ですね。これに関して1社にこれだけの委託料を含めて支払っているということでもよろしいのでしょうか。これに関して、たしかふるさと納税の金額に対しての、多分パーセントで手数料の割合とか何かあると思うんですけど、それについてどれくらいの割合で支払っているのかお聞きします。

あと財政調整基金の件に関しては、今までも何回も聞いていますけど、10%から20%ということでも分かりました。あと予備費に関しては了解しました。それではふるさと納税の件だけお聞きします。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 ふるさと納税に関しましては、寄附額の50%以上が自治体への寄附金になること、

また返礼品につきましては寄附額の3割以内となっておりますので、上限といたしましては、寄附額全体の20%が事務費という形になります。この中で賄わなければいけないということになっております。ですので、委託料と、職員が実際どれだけ従事したかという人件費も含めていますので、委託料と、そういった町側で出している費用も含めた事務費が20%以内で収まるように努めているところでございます。

以上です。

【関口委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 補足させていただきます。実際委託料に関わる金額のうち、例えばサイトに関わる部分がどれくらいになるかとか、その内訳のお話だったかなと思います。委託料につきまして、その内訳でございます。まず、返礼品、こちらは今、課長が言ったように、全体の30%という中で、返礼品の調達にかかる費用ですね。それから送料にかかる費用、それから消費税にかかる費用、それ以外にサイトの運営にかかる負担金としては返礼品の6%分を委託料として払ってございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

では、山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、全体を通してお伺いしたいんですが、財政課では契約の関係は扱っていらっしゃるかと思うんです。そういった中で毎会議において監査の結果報告というのがございますが、その中で必ずといっていいほど随意契約の指摘が非常に多いんです、見てみますと。そういった中で寒川町随意契約ガイドラインというのを作成されているかと思うんですが、それに沿ってやれば、そのような指摘はないかと思うんですが、その辺の見解をお伺いしたいと思うんですが。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 確かに監査の報告ごとを書いてあるところなんです、随意契約につきましては、契約先の性質上1社しかないとか、あるいは緊急を要するとか、そういった事由に対して5点ほど事由があって、その中で該当すれば致し方なく契約できるというところがあるんですけども、実際安易にやっている面もあるので、こちらにつきましては、ガイドラインを2年ほど前に作ったと思うんですけども、そういった部分を作成いたしまして、しっかりやるようにお達しを出しているところですので、これにつきましては肅々とその指摘があるごとに注意喚起をしていくような形になろうかと思っておりますので、財政課としても規律を高めるようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 前職で自分も契約にいたものですから、そういった中で地方自治法施行令第167条の2で、あとは財務規則、契約規則の中で町として金額で定められている随契の部分ってあると思うんですが、随意契約の理由を考えるのであれば、入札しちゃえよというところで自分はずっと契約にいたときは指示をしていました。その辺に甘い部分が、どうにかして随契にしたいという頭が先に行っちゃっているんじゃないかなと思いますので、ぜひともガイドラインを使った中で職員に対して研修等を行っていただくと非常にいいんじゃないかなと思いますので、これは提案でございます。

【関口委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 ご提案ありがとうございます。我々も含めて契約に対してなかなかルールどおりに進んでいないところもあると思うんですけども、当然ながら緊急を要するとか、そういった部分を除いた分につきましては、そういったルールに基づいてしっかり、町民から預かっている税金を使っておりますので、そういう部分につきましては職員にそういったルールが浸透するような、いろんな講習等も含めて行っていければと思いますので、よろしくお願いします。

【関口委員長】 それでは、以上で財政課の審査を終了いたします。
暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、企画部広報戦略課の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。企画部としては3課目となりますが、広報戦略課の決算審査をよろしくお願いいたします。説明につきましては小林広報戦略課長から、質疑等については出席職員全員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 こんにちは。それでは、企画部広報戦略課所管の令和4年度決算につきましてご説明させていただきます。ご説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号040広報戦略課にございます決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきます。

それでは、決算書は57ページから58ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。広報プロモーション活動事業費でございます。こちらの事業は、広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上により移住定住の可能性を高めるために、町のブランドにのっとった情報発信とコミュニケーション活動を行っているものでございます。報償費につきましては、ブランドの可視化をはじめとするデザイン業務等を担うマーケティングマネージャー1名の謝礼でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。会議につきましては、オンライン会議や書面会議の開催により出張の機会は少なくなっております。需用費の消耗品費につきましては、記念広報紙贈呈事業やブランド啓発等の必要な消耗品の購入費でございます。需用費の印刷製本費につきましては、第2弾となるフォトブックの作成及びブランドステートメントポスター作成費でございます。役務費につきましては、通信運搬費、保険料、広告料でございます。通信運搬費につきましては、デザイン用パソコンのWi-Fi通信料及びブランド浸透度調査や記念広報紙、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料、保険料につきましては、役場前交差点付近の3面啓発塔及び正面玄関モニターの保険料、広告料につきましては、移住のターゲットとしております町外の方や実際に移住を検討している方に対する直接的遡及活動の一環として、町の移住定住ポータルサイトへの誘導を目的に実施いたしました住宅情報サイト広告及びSNS広告その他プレスリリース配信サイト掲載料、PRタイムズの展開に係るものでございます。決算額の内訳は、住宅情報サイト広告が169万700円、SNS広告が240万9,300円、プレスリリース配信サイト掲載料が36万3,000円でございます。

続きまして、委託料につきましては、全部で8件の委託業務がございまして、その内訳は、1点目といたしまして、ウェブサイトCMSサービス提供委託料で161万9,640円、2点目は、メール配信サービス提供業務委託料で33万円、3点目は、広報等全戸配布業務委託料で550万7,089円、4点目は、「広報さむかわ」制作業務委託料で1,896万2,930円、5点目は、移住ポータルサイト保守委託料で66万円、6点目は、『「高座」のこころ。』推進実行委員会委託料で65万6,370円、7点目は、レディオ湘南番組制作委託料で21万1,200円、8点目は、ウェブサイトCMSサービス改修業務委託料で330万円となっております。また、備考欄にも記載しておりますが、不用額につきましては、主なものといたしまして、「広報さむかわ」制作業務委託料で56万3,070円、広報等全戸配布業務委託料で58万7,911円でございます。それぞれの理由といたしましては、広報紙制作業務委託料では年間の制作部数が当初の見込みより少なかったことによるもの、全戸配布業務につきましてはチラシ等の折り込み部数が見込みより少なかったことによるものでございます。使用料及び賃借料につきましては、ブランドの可視化業務のためのソフト使用料と新聞等の著作物複写利用料でございます。負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金及びセミナー参加負担金でございます。

続きまして、下段の表に入りまして、広報プロモーション事業に充当しております特定財源でございます。歳入番号①、決算書は37、38ページの県支出金、県地域づくり活動促進事業補助金につきましては、記念広報紙贈呈事業の実施に伴い地域づくり活動促進事業として採択を受け、交付されたものでございまして、補助率は2分の1で、上限50万円でございます。全額を記念広報紙贈呈事業に係る消耗品費及び郵送料に充当しております。

歳入番号②、決算書は39、40ページの県支出金自衛官募集事務委託金につきましては、法定受託事務でございます自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への記事掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続きまして、歳入番号③、決算書は45、46ページの諸収入広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじや新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売について、広報紙等への掲載に協力することでその収益金の一部が同協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続きまして、歳入番号④、決算書は同じく45、46ページの諸収入広告掲載料につきましては、広報紙及び町ホームページの広告掲載料でございます。広告料の確保につきましては、手続の簡素化や広告価値の見える化を施した周知、強化月間を設けての営業活動を行ってきた結果、令和3年度の決算額との比較では81万4,000円の増、増減率で38%の増という状況となっております。この広告料は、町ホームページの運用委託料及び「広報さむかわ」制作業務委託料に収入済額の全額を充当しております。

歳入番号⑤、決算書は同じく45、46ページの諸収入移住定住交流推進支援事業助成金につきましては、移住定住を目的とした町外プロモーションに対し、移住定住交流推進支援事業として採択を受け、交付されたものでございまして、上限は200万円でございます。移住のターゲットとしております町外の方や実際に移住を検討している方に対する広告料に全額を充当しております。広報プロモーション活動事業における特定財源の充当額合計は548万2,000円で、一般財源額は3,680万4,428円でございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。歳入の一般財源振替分でございます。一般財源振替分といたしましては、決算書41、42ページの16款財産収入株式配当金でございます。広報戦略課が所管する株式会社ジェイコム湘南・神奈川及び株式会社テレビ神奈川の株式配当金でございます。内訳といたしましては、株式会社ジェイコム湘南・神奈川分が402万7,675円で、株式会社テレビ神奈川分が4万1,760円でございます。

以上で、企画広報戦略課所管の令和4年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【関口委員長】 広報戦略課の説明が終わりましたけども、どうでしょうか。やっちゃっていいですか。結構あるかな。だったら説明までとして、質疑は午後から受けたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、広報戦略課の説明までとしまして、暫時休憩といたします。午後一番で1時15分から質疑に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて、午後からの審議に入ってまいりたいと思います。決算特別委員会を再開いたします。

それでは、午前中に広報戦略課の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。質疑のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。広報プロモーション活動事業費の中で、予算を使っていく上で効果としてサイトのアクセス数だとか、相談件数だとか、相談してから移住を決められた件数の増減など何か効果が分かる指標とか統計とかがあればお伺いします。

【関口委員長】 木内主査。

【木内主査】 令和4年度のポータルサイトへのアクセス数をまずお答えさせていただきます。前年比プラス2万78件の増となる7万9,601件で、前年度比33.7%の増となっております。次に、移住相談件数についてですが、前年比プラス2件の増となる10件の相談をいただいでいて、そのうち2件の方々に移住を決めていただいでいる状況でございます。

以上となります。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 移住定住促進の実現目標に広報プロモーション活動事業費があつて、その予算の効果として、先ほど答弁いただいた数値的なもの、2件プラスだったり、2万件ぐらいアクセス数が増えたという実績がある中で、具体的な数値目標として人口ビジョンの達成だとか、過去の委員会の中で転入者2,100人を目標にされているなどの答弁を聞きしたんですけど、令和4年度実施事業分の事務事業評価結果に書かれてところで、ブランドスローガン『「高座」のころ。』の認知度の向上率がマイナス9.4%であったことに対して、これをどのように評価されているのかお伺いします。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 令和4年度のブランド浸透度調査では、ブランド施策についての認知度は目標に達しませんでした。ブランドマークの認知度やブランドスローガンの認知度につきましては、それぞれ前回調査から10%以上プラスという結果も出ており、可視化の部分については一定の効果が出ていると、しかしながら、取り組んでいる施策や目指そうとしている中身の部分を町民の皆さんが体感できていないと認識してございます。今後も引き続きブランドの可視化と町民の皆さんがブランドを体感できる施策の構築に取り組む必要があると考えておりますが、広報戦略課といたしましては、ブランドステートメントの周知をはじめ、町がブランドで目指すところをしっかりと皆さんに伝えていく取組に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 令和4年度予算の先ほど聞いた数値的な効果だとか、今おっしゃっていただいた評価を踏まえて、今回の決算から翌年度の予算にかけてどのように反映させていきたいか何か抱負があればお伺いします。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 抱負ということですが、令和3年度から第1次実施計画がスタートいたしまして、これまで正面玄関や広報紙、ホームページなどのリニューアル、それと記念広報紙の発行ですとか、ロケ地誘致、広報、広告の展開など町内プロモーションと町外プロモーションに取り組んでまいりました。令和7年度からは新たに第2次実計がスタートすることを、その辺を見据えてこれまでの実績を踏まえ、認知度向上のための町外プロモーションや移住検討者の受入体制の整備、構築、浸透度向上のためのブランド醸成の取組を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら確認したいんですけど、歳入のところ②ですね。委託金のところで、自衛官募集の事務委託金ってありますけど、これは2万2,000円を「広報さむかわ」の作成に回しているということなんですけど、「広報さむかわ」に募集の記事が出たりはしているのは見ていますけど、これ以外に自衛官募集に対して町として協力しているということが何かあるのでしょうか。お聞きします。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 広報戦略課といたしましては、広報紙で自衛官の募集等を周知しているといったところでございます。

以上でございます。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 募集の記事を書いているということで、掲載しているということなんですけど、ほかの自治体なんかで自衛官募集の対象になる年齢の方の名簿を提供しているとか、そういう話があるんですよ。

それに関して、そちらだけ把握していないということは、町民窓口課とか、そっちで確認しようかと思
います。一応そこは分かりました。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 今おっしゃった名簿等については、広報戦略課では把握してございません。
以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 まず、移住定住ポータルサイトで、ごめんなさい、聞き逃しちゃったんですけど、こ
れは令和4年は幾らかけたのか、もう一回教えてもらえますか。ポータルサイトにかかったお金という
のを教えてほしいのが1点、それから7万アクセスは分かったんですけど、ユニークユーザー数が分か
らないので、ユニークユーザー数を教えてください。それからCMSを導入しているということは、コ
ンテンツマネジメントシステムということなので、アクセスログは当然取れていると思うんですね。ど
のページにアクセスが集中して、どのページに人気があって、人がどういう回遊の仕方、サイト内を回
遊したのかというのは分析できていると思うんです。その辺をちゃんとやっていらっしゃるか教えてく
ださい。

次に、「広報さむかわ」についてなんですけども、紙媒体を雑誌もどんどん廃刊されている時代にち
ゃんと出している、もちろん全てがウェブ、全てがスマホというわけではないので、分かるんですが、
ちなみに「広報さむかわ」は2万何1,000世帯に対して、500世帯かな、に対して全戸配布していると思
うんですけども、「広報さむかわ」の閲読率、それから回読率というのは調査しているか教えてください。
それとフィルムコミッションの話が全くなかったので、1つだけ。フィルムコミッションで、これ
は効果を得たよというようなパブリシティが令和4年度にあったのであれば、それを教えてください。

以上です。

【関口委員長】 木内主査。

【木内主査】 ポータルサイトの1点目と3点目について回答させていただきます。ポータルサイト
の内訳ですね、費用の内訳としては、運営の保守委託に46万2,000円、回収業務委託に19万8,000円、合
わせて66万円となっております。3点目のアクセス数が多いページというところで、一番アクセス数が
多くなっているのが寒川町の直売所リスト、その中で回遊というか、お花屋さんですね。Tsumugiさん
のページが次に多くなっております。3番目が『「高座」のころ。』とは何かという説明ページです
ね。4番目が移住相談のページがアクセスが多い状況となっております。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 4点目の広報紙の紙媒体の回読率、閲読率、それにつきましては、把握して
ございません。調査等を行っていない、データがない状況でございます。

続けて、5点目のフィルムコミッションの効果というところで、フィルムコミッション、ロケ地誘致
ですけれども、ロケ地誘致をすることによって、まずエキストラの登録等が増えてきて、町民の参加が
増えてきたといったところが効果としては出ているのかと、それとまたロケ地誘致に対しての業界から
の問合せ等が非常に増えてきているといった状況でございます。

【関口委員長】 木内主査。

【木内主査】 1点目のポータルサイトのユニークユーザー数についてなんですが、今この時点で数字がないので、決算委員会中にお答えさせていただこうと思います。

【関口委員長】 あることはあるのね。手元にないということなんだね。時間を取りますから。
横手委員。

【横手委員】 分かりました。66万円使って、結局相談件数の話をしたら2件が成約になったという言い方がいいのかな、コストパーアクイジション、要は獲得費用でいうと66万円使って2人獲得したということは、33万円もかかっているということはどう捉えているかという、要するにそれが全てじゃないんですけども、少なくとも広報、移住定住ポータルサイトという役割についてのアクイジションについては33万円1人当たりかかっているということについてどう捉えているのか教えていただきたいと思っています。ユニークユーザー数は知っておきたかったんですけど、後で教えてもらえばいいかなと思います。

それから、「広報さむかわ」の閲読率、回読率が分からないというか、何でそれを聞いたかという、ずっとこのまま紙媒体でいくのかということ。その分をもっと別のところでやって、もちろん紙媒体で読みたい人もいますので、その方たちには別の形で紙媒体でアプローチしていくという方法もあると思うんですね。例えばそんなに刷らないで申告制で郵送していくとか、それから配るとかという形を取って行って、どんどんウェブマガジン化していかないと多分これからは駄目じゃないかなと思うんですが、その辺の見解を聞いたかったので、実は閲読率と回読率がそれだったら、デジタル化したらどうかかということなんですけど、取っていないだったら、本当にその方向に持っていったらどうかと思うんですが、その見解を聞かせていただければと思います。

それから、ロケ地誘致については、いろいろと効果が出ているということが分かりましたので、これはいいと思いますので、それと、ブランディングの考え方でいろいろとお話をされていたら分かるんですけども、今ブランドステートメントみたいなことを言っているけれども、結局それってパーパスブランディングと同じじゃないかなと思っていて、存在価値とか存在意義というものをどうやって簡潔に伝えていくかということ、そこにブランディングの差別化があるのかなと思っているんですけど、そこは確かに今皆さんが言っているブランドステートメントというのはすごく分かります。現状把握して、自分たちがどこにいるかというのを探る意味ですごくいいことだと思うので、それを簡潔に伝えていくという意味だと思うんですけども、もう一歩進んだところにパーパスブランディング、存在意義、その目的、ここにいる目的だったり、存在意義を伝えるブランドがあるんですけど、その研究みたいなことはされているのかどうかということについてお聞かせいただけますでしょうか。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まず、広報紙についての電子化のお話です。何年前にですけれども、広報紙についてアンケートを取ったところ、デジタルではなくて、紙媒体で広報紙を頂きたい、読みたいといった方が90%以上というデータがございました。ですけれども、一方で、今スマホから広報紙を見ることが可能になっています。先ほど言ったように、その辺の紙媒体の回読率とか、閲読率、それが出していないんですけども、確かにスマホ等から、パソコンから広報紙を見ていただいているといった事例

もすごく増えてきているという認識は持っていますので、その辺の調査は今後しながら、ウェブサイト化、それに向けて調査研究をしていく必要があるという認識でございます。

それとブランドに関してなんですけども、ステートメントということで、それについては一例として申し上げたんですけども、言葉として分かりやすくということも含めて、今後もブランドというものを町民の皆さんにマーク、可視化だけではなくて、中身の部分も含めて、広報戦略課だけではなく、他課と、企画政策課を中心に協力して進めていきたいと思っております。

あと、ポータルサイトの件です。ポータルサイトについては、確かに66万円かけて2人といったところで1人当たり33万円という計算になりますけれども、こちらについても、ポータルサイトに入る情報サイトですとか、通常いろいろ我々も効果があるかどうかというものも検討しながら進めている状況でございます。ただ、ポータルサイトを年々見ている方というのが増えてきている事実もございまして、その辺をより分かりやすいポータルサイトを作り、今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。順番が前後しちゃっているのもう一回元に戻しますね。まず、移住定住ポータルサイトの件で最後にお答えいただきましたけども、これだけで多分CPAを言っちゃうと、すごくきついなというのはよく分かっています。なので、いかにここをエンゲージメントを高める場にするかということなのかなと思うんです。愛着を沸かせる、それからどうやって愛着を沸かせていくかというところで、昔よくあった話ですけど、自動車の広告は買った人たち向けにやっているという話があるんですよね。だから寒川に来た人たち、それから関係人口のことでこの間一般質問で言いましたけど、そこを増やすためにもう少し移住定住という部分をいろいろとCMSも入れているわけですから、やっていただきたいなと思います。これは次の予算に向けての1つ課題として、みんなで検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから「広報さむかわ」についてなんですけども、数年前に90%というのは、そうなんだ、ごめんなさいとは言いません。というのは、94%の方たちがスマホを所有している時代の中で、もうちょっといったのかな、96%ぐらいまでいっていると思うんですけども、その中でいつまでも紙、紙というわけにはいかないの、幾らでもやりようがあると思うんですよ。そこに切り込んでいないのが僕はすごく気になります。先延ばしにしませんかということだけ言っておきますので、それについてはご意見があるならお聞かせいただければと思います。それで結構ですので、今のところの質問についてご意見いただければと思います。

【関口委員長】 小林広報戦略課長。

【小林広報戦略課長】 まず、1点目のポータルサイトについては、今年度なんですけども、ポータルサイトの中身も見直しを行ったり、より見やすいもの、興味を引くようなことを、委員がおっしゃったように取り組んでいきたいと考えてございます。2点目の広報については、そこを我々としても課題として捉えて、今後紙媒体だけにこだわらず、90%というのは聞き方にもよると思うんですね、そのアンケートの聞き方にもよると思いますので、その辺を再度調査も進めながら検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

それでは、広報戦略課の質疑を終結いたしますが、先ほど横手委員からありましたユニークユーザー数、これについては、手元にあるのであれば、できるだけ早く企画部が終わるくらい、もう一課ありますので、終わるくらいには出せないかな、もしあるのであれば、なるべく急いで出してほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、企画部広報戦略課の質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、企画部最後になりますデジタル推進課の審議に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 ただいま委員長からご案内のありましたとおり、企画部最後となりますが、デジタル推進課の決算審査をお願いするところでございます。説明につきましては村瀬デジタル推進課長から、また質疑等については職員全員で対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【関口委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 皆さん、こんにちは。それでは、企画部デジタル推進課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考資料）により説明させていただきます。なお、当時の所管は企画部企画政策課ICT推進担当でございましたが、課の新設に伴い備考欄に記載のとおり、デジタル推進課が引き継いでおりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は55から58ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。ICT活用事業費でございますが、行政手続の電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための事業費でございます。旅費につきましては、各種会議の出席に係る職員の普通旅費、需用費は、プリンターのカートリッジや記録媒体等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、役務費は、役場庁舎と町内各公共施設等を接続するためのネットワーク回線経費やウェブ会議ツール、モバイルルーター、ビジネスチャットツール、RPA、AIOCRサービス利用率などの通信運搬費でございますが、不用額につきましては、AIOCRのサービス利用料が読み取り数量に応じた重量課金となっており、同数量が少なかったことによるものでございます。委託料は、町情報セキュリティの確保やICT利活用に係る委託料でございますが、不用額につきましては、情報セキュリティクラウドサービス提供委託につきまして、更新に伴うネットワーク設定委託作業見込んでおりましたが、結果として職員作業により対応できたことによるものでございます。使用料及び賃借料は、職員用ノートパソコンやサーバー等のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、電子申請システムや施設予約システムの利用に係る神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、ICT活用事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしましたが、充当先は役務費の通信運搬費、委託料の情報セキュリティクラウドサービス提供委託料、使用料及び賃借料のコンピューター借上料に合計139万円を充当しており、本事業における一般財源は4,690万9,183円でございます。

続きまして、決算書は57、58ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するようコンピューターを効率的に運用、活用していくための事業費でございます。報酬は、会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の共済組合負担金及び社会保険料負担金、旅費は、同職員の通勤手当及び職員の普通旅費、需用費は、電算処理に係る用紙代やトナー代等コンピューター周辺機器に関する消耗品費、委託料は、住民情報の電子媒体外部保管委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託、使用料及び賃借料は、はがきの圧着機や帳票の裁断機、住民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、コンピューター利用事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめて説明いたしましたが、使用料及び賃借料のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金に合計9万5,000円を充当しており、本事業における一般財源は6,262万4,345円でございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットは4ページ、決算書は47、48ページの20款諸収入4項1目雑入7節雑入5万4,000円でございます。こちらはコンピューター利用事業費の負担金補助及び交付金のうち、地方公共団体情報システム機構負担金につきましては、過去6年度分の過剰請求の返金を雑入で受けたものになります。

以上、企画部デジタル推進課所管の令和4年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【関口委員長】 デジタル推進課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 2点ほどお伺いします。1点目なんですけど、ICT活用事業費の委託料のところ、情報セキュリティクラウドサービス提供委託について内製化したということなんです。そういうところで内製化することで、こういったもともとかかった費用が削減できたのは素晴らしいことだと思うんですけど、自分たちでやることで最新のセキュリティ情報だとか、24時間脆弱性のない状態を維持できているとか、懸念される部分もあると思うんですけど、そういった部分で何か課題はあるのかどうかお伺いします。

2点目なんですけど、同じくICT活用事業費の中でAIOCRの読み取り数量が想定よりも少なかったとあるんですけど、使わなかった要因をどう分析されているのか、以上、2点お伺いします。

【関口委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 それでは、順次お答えいたします。1点目のICTの委託の備考欄に記載されている説明といったところと内製されることで経費が削減されることはいいことだということで、何かほかに課題があるかとか、そういった部分のお話でございます。今回の状況の説明をまずさせていただきます。こちらにつきましては、神奈川県情報セキュリティクラウドといいまして、こちらは神奈川県が構築いたしまして、県下市町村がそれぞれ契約をしている内容になります。こういったサービスかといいますと、インターネットへの接続環境の提供、それと併せてセキュリティ対策も提供を受けているものになります。こちらは個人情報の流出を防ぐために国の指示により都道府県がインターネットに接続する口を用意しなさいということで、始まったものでございまして、こちらの調達の更新がこの機会であったんですけども、その更新作業に伴って役場の庁舎内、あるいは出先のネットワークの設定作業が生じたということでございますけれども、現行のネットワークの構成であるとか、変更したい内容、そういったものをネットワーク事業者を確認しながら最終的に職員で対応できた、そういったところで内製でできたというところでの不用額が発生したということになります。また、設定内容も複数の職員で確認をしながら進めておりましたので、特に更新後の切替え作業においても、切り替え前後で何か問題が起きたかといいますと、そういったことはなく、円滑に更新が進んだと、そういった状況がございました。

当初想定は職員作業ではなく業者作業として考えておったんですけども、いざ更新に当たった段階で職員作業でいけるというような状況の判断ができましたので、今回はこういった形で対応させていただきました。それから、こういった取組は当然ほかにも考えられるんですけども、当初職員作業では無理と思われていたものが、我々も日々研さん等をしていまして、そうした中で過去に培ったスキルを活用しながら、対応できるものにつきましては今後もそういった形で対応させていただきたいと考えるんですけども、予算措置の段階でそこまで考慮できなかった部分もありまして、今回不用額が発生したということになります。

2点目のAIOCRの部分ですね。不用額のところでございます。こちらにつきましては、RPA及びAIOCRサービス利用料という形で、RPAの取組と併せてAIOCRの技術を活用して予算執行しているような形になります。そのうちのAIOCRの部分、いわゆるAI技術を活用して文字の読み取りを行うということになるんですけども、こちらにつきましては、読み取りの数量によって従量課金されるということになります。利用した分だけ費用がかかる仕組みになっているんですが、こちらにつきましても、当初想定していたものが、例えば読み取りを使っただけの形がうまくいかなかったというところがありまして、結果として不用額が発生しているというところでございます。予算の段階ではなかなかそこまで考えが及ばなかったところもありまして、今後も調査等をかけながらAIOCRが使える、なおかつRPAにも結びつけられるような、そういった業務がないかとかというのは今後も探してまいります。

以上でございます。

【関口委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 AIOCRの部分に関して補足させていただきます。予算の段階では、先ほど課長

から申し上げたとおり、RPAと連動して帳票の処理が必要なものに対応ができますように、年度中にもいろんな種類の追加ができますように一定量の数量を見込んで計上させていただいております。また一方で、実際に読み取りの設定を行う際には、従量課金で読み取った分だけ費用が発生しますので、帳票から読み取る内容に関しては、帳票からのみ読み取れる情報を最小限に絞りまして、その他既存のデータベースの情報などと結びつけて、取得できる情報に関してはそちらから取得するような形で、実際の執行に当たっては、読み取りとそのかかる経費は少なくなるような設計をして運用しております。その関係で差額が発生するというような状況です。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目の質問なんですけど、内製化することで専門家の方にも聞いたので、セキュリティ上の脆弱性とかがない状態を維持できて、課題もないということでもいいですかね。その中で、たしか町って所内のネットワークとか3分割した上で神奈川情報セキュリティクラウドに入っているという中で、全てにおいて町で内製化しているのか、または1つだけとか、ネットワークは3個あったと思うんですけど、その中の全部に対応しているものなのかどうか、あと、今後の予算に関しては、また内製化しているので同じように削減できるようなものなのかお伺いします。2点目のOCRの部分は分かりました。あと質問なんですけど、実際使っている中でICT活用事業に対してRPAを使っている中で、定量的な評価として年間で職員の業務時間が何時間削減できたとか、業務改善できたことが何かあればお伺いします。

【関口委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 それでは、1点目の部分でございます。ネットワークが3分割されていることございまして、内製化の作業が全て行われているのか、それとも業者に頼っているのかという話だと思います。今回のこの話につきましては、一部のネットワークの更新作業にかかる機器に値を設定するんですけども、その部分に関しては一部分でございますので、全て職員で見ているというわけではございません。当然インターネット系であれば、神奈川情報セキュリティクラウドサービスでセキュリティの監視なんかも行っていますし、そこまで全て職員でできるわけではないと思っております。ただ、その中でも一部の作業については、職員が対応することができたので、そちらについては結果的に経費が削減できたという内容ですので、全てが全てということではございません。

以上でございます。

【関口委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 2点目のRPAとAIOCRの定量的な評価というところなんですけれども、国民健康保険の業務の中で高額療養費の申請書にかかる業務に関しまして、活用しているものにつきましては、一例としまして年間で66時間分の職員作業が圧縮できているというような実績がございます。

以上です。

【関口委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目の内製化の部分は分かりました。2点目は、もし分かればなんですけども、所内全体でどれぐらいとかもし分かればお伺いします。

【関口委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 ほかに展開しているところ、今のところ先ほどの国民健康保険業務、それから子育て支援業務といったところで、少しずつ展開をしているというところになりまして、大きな時間の削減ができてるのは先ほどの国民健康保険業務の部分でして、令和5年度に入りましてさらに対応しているシナリオの数を増やして業務量の削減ができるように努めているところになります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。タブレットの3ページなんですけど、報酬のところですね。会計年度任用職員をお一人雇用しているということなんですけど、これに関してこれはデジタル課の専門の職員ということでよろしいでしょうか。会計年度任用職員ということでもありますけど、どこかほかの会社から派遣されているとか、兼務されている方なのか、役場だけを専門にやっている方なのか、確認を取りたいと思います。

【関口委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 ただいまの質問にお答えいたします。会計年度任用職員の関係でございます。デジタル専門家と言われますと、内容としてはそういうわけでは実はございません。こちらは予算としてはコンピューター利用事業費の中で計上しているものになりまして、仕事の内容といいますと、紙からデータを起こす、いわゆるデータパンチ業務であるとか、あるいはほかの課で入力業務が多く発生したときにその補助をしたりとかということで、どちらかというデジタル化できないような部分での業務を補完するといった業務の内容が主にやっているものでございます。ただ、最近DXの推進にも多少携わっていただきながら進めているところではあるんですけども、仕事の大部分としてはそういった状況でございます。ほかの会社から派遣されているかということでございますけれども、当初データパンチ業務を委託しておいた、その職員が民間の会社にいたんですけども、辞めるに当たって町で会計年度任用職員として採用、その前の非常勤職員という形から採用させていただいて、現状会計年度任用職員という形になってございます。

以上でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 令和4年度デジタル関係で特にR&D、いわゆるリサーチアンドデベロップメント、研究開発をしたものは何か。要はチャットGPTのことを一般質問でもいろいろと言わせていただいたんですけども、その後何かそれについて研究されたか、生成AI系について今AIの話が出ていたんですけど、研究、検討等をされたかお聞かせいただけますか。

【関口委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 令和4年度の時点では、大きく着手ができていたところはありませんでした。ですので、令和5年度の状況としてお答えさせていただきます。生成AIに関しては、現状チャットGPTを利用したサービスをまずはデジタル推進課の中で試行しておりまして、職員に向けたガイドラインで

あったり、使い方、プロンプトといいまして、入力するときにこのような工夫をするといいですよというようにことをまとめたりしながら、さらに広く展開するための準備を進めております。

以上です。

【関口委員長】 横手委員。

【横手委員】 期待しています。実は住友生命さんが、2週間ぐらい前の日経新聞、「日経クロステック」というウェブマガジンに載っていたんですけども、自分のところでマイクロソフトと組んでカスタマイズしたチャットGPTを使って、顧客に対する企画書であったり、分かりやすくいうと提案書を結構たくさん作っていますよね。あれを導入したんですって。そうしたら1週間かかっていたのが1日でできるようになって、実は私の娘が住友生命におりまして、どうなのと言ったら、劇的に業務が変わるんですって。なので、本当にありがたいなと思います。それはまた別の機会になりますけれども、チャットGPTとか、生成AI、テクノロジーは使えるものはどんどん使っていただきたいなと思いますので、よろしく願います。これも意見で結構でございます。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、以上でデジタル推進課の質疑を終結いたします。これで企画部の全てが終了いたしましたので、企画部の審議を以上で終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、まず総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆さん、こんにちは。それでは、これより総務部の4つの課の令和4年度の決算について審査をお願いいたします。まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明は伊藤課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長(兼)寒川文書館長】 それでは、総務部総務課所管の令和4年度決算内容につきまして、決算書及び特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。決算書につきましては、51から54ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は060の総務課の2ページをご覧ください。

初めに、一般管理経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名の委員報酬です。報償費は、法律顧問契約をしている弁護士への謝礼です。旅費は、職員の普通旅費です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、定期刊行物や新聞等の購読料です。役務費は、iJAMPの通信サービス料やmoreNOTEのクラウド使用料、使用料及び賃借料は、タブレット端末機の借上料です。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。こちらは秘書担当の所管となりますが、本経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費です。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。旅費は、秘書担当職員の旅費です。交際費は、慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するもので、令和4年度は60件の支出がございました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費は、年始に開催した賀詞交歓会の会場を飾る生花や物故功労者の弔問の際の供物などの消耗品費、来客接待用の茶葉や賀詞交歓会のペットボトル飲料のための食糧費、賞状用紙に係る印刷製本費です。役務費は、式典で使用する国旗や町旗等のクリーニング代を見込んでおりましたが、執行はございませんでした。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。使用料及び賃借料は、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。負担金補助及び交付金は、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費は、町功労者への弔慰金4件分です。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。こちらは秘書担当の所管でございますが、町表彰条例に基づく各表彰に関する経費でございます。町では地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を修められた方を表彰しております。令和4年度は11月3日に表彰式を開催し、一般表彰として18名と2団体、全体では20件を表彰いたしました。報償費は、被表彰者への徽章や記念品及び賞状収納用の筒に係るものです。需用費は、表彰式会場の生花台、式典用テーブルクロスなど式典に係る消耗品費です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。なお、当該経費の財源につきましては全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は53、54ページの2款総務費1項総務管理費3目文書管理費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱、個別フォルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代で、役務費は、料金後納郵便料等です。委託料は、例規システム管理サポート業務、廃棄文書の裁断回収処理、公文書管理システム運用サポート業務に係る委託料です。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道課の下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち、例規管理システムの管理サポート業務の経費負担分として5万5,000円を委託料に充てており、こちらは財政課でご説明したものとなります。特定財源の充当額を差し引いた945万3,992円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代です。修繕料は、断裁機の刃の研磨及び修繕を行ったものです。委託料は、印刷業務の見直しに伴い不要となった町所有の丁合機、紙折り機の処分委託料です。使用料及び賃借料は、複合機、簡易印刷機等の借上料です。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書45、46ページの下水道課の下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち、印刷関係の機器類の経費負担分として

10万1,000円を使用料及び賃借料に充てており、こちらは財政課でご説明したものととなります。

歳入番号②、決算書45、46ページの雑入のその他205万2,239円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分13万8,660円を使用料及び賃借料に充てております。特定財源の充当額合計23万9,660円を差し引いた1,081万4,049円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。情報公開及び個人情報保護の事務に関する経費です。報酬は、情報公開制度と個人情報保護制度の運営審議会委員6名及び情報公開と個人情報保護審査会5名分の委員報酬、旅費は、その委員の費用弁償及び職員の普通旅費です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。なお、当該経費の財源については全て一般財源でございます。

続きまして、決算書は61ページから64ページとなりますが、2款総務費1項総務管理費16目文書館費でございます。タブレット資料は8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員4名及び会計年度任用職員2名の報酬です。職員手当等は、会計年度任用職員2名の期末勤勉手当です。共済費は、会計年度任用職員2名の職員共済組合及び社会保険料の負担金です。旅費は、文書館運営審議会委員の旅費の費用弁償と職員の普通旅費、会計年度任用職員2名の通勤手当の費用弁償です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代です。役務費は、電話及びファクス回線の基本料金及び通話料金、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費でございます。なお、本経費につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料は9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。こちらも寒川文書館の所管となります。本事業費については、公文書館法に基づき、歴史的公文書、行政刊行物、古文書など寒川地域に関する記録資料を調査、収集、整理、保存し、利用者の閲覧に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員3名の報酬です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。報償費は、講演会や職員研修の実施等における講師への謝礼を見込んでおりましたが、執行はございませんでした。不用額については、備考欄に記載のとおりです。旅費は、編集委員の費用弁償、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第34号の印刷代、役務費は、刊行物の郵送料等です。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。委託料は、保存資料を薫蒸するための委託料や講演会の記録筆耕の委託料でございます。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41から42ページの町史刊行物売払収入11万8,000円は、寒川町史をはじめ、町史研究、調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売したもので、全額を印刷製本費に充てております。

歳入番号②、決算書は43から46ページの講座等資料代1万3,800円は、古文書講座5回分の資料代で、全額を消耗品費に充てております。歳入番号③、アーカイブズ実習負担金は、実習の申込みがなかったため歳入はございませんでした。歳入番号④、その他1万6,910円、こちらは文書館資料の複写代金ですが、全額を消耗品費に充てております。特定財源の充当額合計14万8,710円を差し引いた82万5,469円

が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、ページが飛んでしまい、大変申し訳ございませんが、タブレット資料13ページから22ページまでの寒川文書館年報の抜粋についてご説明させていただきます。文書館は、公文書館法に基づき寒川に関する記録資料の収集、保存、利用普及などを行っております。寒川のことなら何でも調べられるをキャッチフレーズに、町民の皆さんへのサービス、町職員の業務支援等にも力を入れております。令和4年度は、令和3年度のような臨時休館はなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため閲覧の時間制限を設けたり、普及事業の計画を一部変更するなどの対応をいたしました。

それでは、タブレット資料の13ページ、表示しております年報のページでは1ページをご覧ください。(2)の公文書の収集整理では、保存年限が満了する有期限の文書の中から歴史的価値の認められるものを選別して保存する作業を行っております。今回新たに14箱約182ファイルを収集したほか、永年文書23箱を本庁から移動した結果、保管している永年文書の総数は1,041箱となりました。(3)の地域資料の収集整理につきましては、2件の寄贈と1件の寄託がございました。

続きまして、タブレットの14ページから15ページ、年報のページでは2ページから3ページにかけてとなりますが、(4)資料の利用している状況をお示ししております。タブレット資料14ページ中段、2)になります。令和4年度の開館日数は306日で、入館者は1万258人、1日平均でいきますと、34人という状況でございました。3)閲覧につきましては、121件440点、そしてタブレット資料15ページの中ほどの5)レファレンスにつきましては、244件ございました。レファレンスの内容としましては、測量業者などによる土地改良に関する問合せ、史跡探訪の参考資料集め、先祖調べなど多岐にわたっておりますが、令和4年度はNHKの大河ドラマの放映及び企画展である梶原景時と一之宮館の影響で、梶原景時に関する問合せが多くありました。

次に、タブレット資料の16ページから18ページにかかりますが、年報では4ページから6ページとなりますので、お開きください。(6)資料の普及でございますが、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただくため、例年講座、展示などの普及事業に力を入れ、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただく活動しております。

16ページ中段、1)の講座ですが、古文書講座については5回の開催となりました。また、2)の展示ですが、企画展として梶原景時と一之宮館をテーマとして、またミニ展示として今年の出来事をテーマとして開催いたしました。そのほか「写真が語る昔と今」と題した「広報さむかわ」のコラムケース掲載、SNSでの発信といった複数の媒体を活用した情報発信や出前講座の執行をいたしました。

タブレット資料18ページ、年報で6ページをご覧ください。(7)の刊行物としては、文書館がサポートする古文書愛読会の活動の成果である資料紹介や講演録を掲載した町史研究を発行いたしました。

以上、かいつまんでございますが、令和4年度の寒川文書館の事業として主なものをご報告させていただきました。

引き続きまして、戻らせていただきます。決算書は63ページから64ページ、2款総務費1項総務管理費18目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費でございます。タブレット資料は、恐れ入ります。お戻りいただきまして、10ページをお開きください。こちらは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。令和3年11月に政府が閣議決定したコロナ克服新時代開拓のため

の経済対策に基づき、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、国の費用負担の下、市区町村が実施主体となり、令和3年度、4年度の繰越明許費として事業を実施いたしました。町では、令和4年1月から令和5年3月まで総務課内に臨時特別給付金担当を設置し、事業を実施したところでございます。報酬は、会計年度任用職員2名分の報酬です。職員手当等は、職員12名分の時間外勤務手当及び会計年度任用職員2名分の期末手当です。共済費は、会計年度任用職員2名分の社会保険料、旅費は、会計年度任用職員の通勤に関する費用弁償です。需用費の消耗品費は、事務用の消耗品代、同じく需用費の印刷製本費は、申請書の発送や返送用の封筒やチラシ、決定通知や申請勧奨のお知らせのメールシーラーの印刷代を見込んでいたものですが、令和3年度に執行したため令和4年度の執行はございませんでした。役務費は、口座振替事務取扱手数料及び臨時特別給付金の周知をタウンニュースに掲載した広告料、委託料は、臨時特別給付金給付システム導入及び運用保守業務の委託料です。使用料及び賃借料は、臨時特別給付金事務に使用する印刷複合機の借上料、負担金補助及び交付金は、臨時特別給付金の住民税非課税世帯分と家計急変世帯分の給付費695件分です。それぞれの不用額につきましては、事業終了のための執行残となっております。

下の表をご覧ください。本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書33、34ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）は、臨時特別給付金の給付費に対する国からの補助で、補助率は10分の10でございます。令和4年度の収入済額である9,451万409円のうち7,813万8,739円を各支出科目に充当しております。なお、他事業への充当額等の欄の1,637万1,670円は、令和3年度の本事業実施において、令和4年4月、5月の出納整理期間中の支出分については、令和3年度の補助金から充当ができず、一般財源の対応となっていた部分に相当するものとなっております。したがって、当事業における一般財源の持出しは令和3年度及び令和4年度を通じて実質ないものとなります。

続きまして、決算書は69ページから70ページをお開きいただき、2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は11ページをご覧ください。統計調査事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となりますが、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査に係るもの、また統計の普及に資する経費でございます。統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などに係る経費の全額を県の交付金を財源して実施しております。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査に関する必要な消耗品費、役務費は、調査員等への統計事務に係る研修案内や資料の郵送料でございます。それぞれの不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下の表をご覧ください。当経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及び事業に対して補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。したがって、当事業における一般財源の持出しはございません。

続きまして、決算書は69、70ページの2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございます。タブレット資料は12ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。こちらも行政管理担当の所管となりますが、本経費は、統計法に基づき実施される国勢調査や住宅・土地統計調査等の基幹統計

調査の実施に係る経費で、令和4年度の調査については、就業構造基本調査、学校基本調査、また調査準備としては、住宅・土地統計調査単位区設定、経済センサス調査区管理を実施しました。報酬は、統計調査員6名及び指導員5名並びに会計年度任用職員1名分の報酬です。職員手当等は、職員の時間外勤務手当です。報償費は、調査協力者への謝礼です。旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、統計調査実施時に必要な消耗品代です。役務費は、通信運搬費で、統計調査員及び指導員への調査関係書類等の郵送料や事業所への協力依頼、督促状の郵送料です。各節の不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

下の表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は41、42ページの基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。したがって、当事業における一般財源の持出しはございません。

説明は、以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。柳田委員。

【柳田委員】 3点お伺いします。1点目なんですけど、9ページの文書館資料保存活用事業費の部分で、令和4年度の実施事業分の事務事業評価結果において、SNSコンテンツの閲覧者数の向上のところマイナス739.2%とあるんですけども、マイナスになった要因をどのように分析されているのかお伺いします。2点目なんですけど、顧問弁護士についてですね。令和3年度から顧問弁護士として契約して、相談を受けてもらっている中で、過去の答弁だと令和3年2月時点で8件、令和4年3月度の時点で14件だったと思うんですけど、実際数値としてどれくらいだったのかお伺いします。3点目、情報公開事務経費なんですけど、令和4年度中に自己情報の開示請求だとか、情報公開請求だとか、公文書公開請求がそれぞれ何件あったのかお伺いします。

【山上副委員長】 平尾主査。

【平尾主査】 1点目のSNSのインプレッション数のところを回答させていただきます。文書館ではツイッターを活用してもろもろの情報を発信しているんですけども、フォロワー数が伸びていないというのが1つの原因かなと考えております。発信する情報によってもインプレッションの多寡が明確に見えていますので、令和4年度はその分析に終始したんですけども、今後は他のSNS等を活用してインプレッションとか、フォロワー数を伸ばす対策を取っていきたいと考えているところです。

以上です。

【山上副委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長（兼）寒川文書館長】 2点目と3点目のご質問にお答えいたします。顧問弁護士への法律相談の件数ですけれども、令和4年度の相談実績としては最終的には13件といった状況になっております。また、情報公開の請求の関係ですけれども、令和4年情報公開に関する請求件数としては41件となっております。また、自己情報の開示請求件数については8件という状況になっております。

以上です。

【山上副委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目と3点目は分かりました。2点目の顧問弁護士のところなんですけど、令和4年度中弁護士に関して補正予算はなかったもので、恐らく裁判とかはなかったと思うんですけど、その中で相談件数は昨年度は前年度から増えていることから、需要があることが分かります。また、法務を担当される職員が少ない中で、令和4年度ですと、個人情報保護法改正に当たる審議会があったりだとか、通常の業務として条例の制定だとか、改正のチェックだとか、難しい面の仕事にもかかわらず大きな自治体に比べて職員が少ないだとか、仕事は多岐にわたるといのはなかなか大変だなと思うところはあるんですけど、その中で民間の力を借りて何か文案を作成したりだと、制度の整備を行ったりだとか、令和4年度だと例規システムが新しくなったりだとか、民間の力をどのように活用することが小さい自治体としては求められるのかなと思う中で、令和4年度の予算を振り返って外部に委託することとか何かされたのか、またその上で何かそういった評価として予算を使った中で評価として何かあればお伺いします。

【山上副委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 ただいまのご質問にお答えいたします。外部委託に関しては、表面だって今委託としてやっているものは例規システムの部分に関してという形にはなっております。例規システムの委託の中において、システムのみならず例規を審査する上で必要な業務、例えば条例案に関しても民間の審査といった部分も含めて今回は委託しておりますので、そういった部分では民間の力を借りながら、こちらとしても業務を進めている状況にあります。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で、総務部総務課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、人事課の審査をお願いいたします。説明は青木課長より、質疑につきましては出席職員より対応いたします。よろしくをお願いいたします。

【山上副委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和4年度歳入歳出決算につきまして、ご説明させていただきます。ご説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号070人事課にございます決算特別委員会説明資料に基づき進めさせていただきます。

最初に、タブレット資料の2ページをご覧ください。令和4年度決算人件費概要でございます。この一覧表は、各会計別に議会議員の皆様や職員の種類ごとの人件費を取りまとめたもので、会計年度任用職員分は含んでおりません。左側表側が各会計と職の種類、表頭が人数及び支出項目となっております。また、表中の上段が令和4年度の決算額で、中段が令和3年度前年度の決算額、下段が対前年度伸び率

となっております。令和4年度の一般会計と各特別会計を合計した人件費の総額は、表の一番下の合計欄右端の上段の数字になりますが、29億3,502万2,868円でございます。前年比で4億1,475万5,846円の減、率にして12.38%の減となっております。減となった要因については、昨年度の人事院勧告に基づく勤勉手当の増や定年退職者の増加に伴う退職手当負担金の増があったものの、令和4年度から消防業務を茅ヶ崎市に事務委託したことに伴い、消防に係る人件費約5億円が皆減となったことによるものでございます。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。表側の会計年度任用職員の合計欄の右側が全会計の合計となりますが、その上段にありますとおり、令和4年度の総額は2億6,611万9,722円で、前年比で181万7,502円の減、率にして0.68%の減とほぼ横ばいとなっております。これにより職員等と会計年度任用職員を合計した人件費の総額は、表の最下段総合計の欄の右端上段にありますとおり32億114万2,590円で、前年度比で4億1,657万3,348円の減、率にして11.51%の減となっております。

引き続き、タブレット資料は4ページをご覧ください。会計年度任用職員の雇用実績でございます。令和4年度については、一番上の欄になりますが、人数については285人、賃金総額は2億4,335万7,643円で、先ほどご説明いたしました会計年度任用職員の人件費概要の会計年度任用職員の合計額から共済費を除いた額となっております。

また、タブレット資料5ページでは、会計年度任用職員増減比較として、各課で雇用している会計年度任用職員の職種内訳及び前年度比較を取りまとめておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、事業費別歳出歳入決算の概要についてご説明いたします。タブレット資料は6ページをご覧ください。決算書は51ページから52ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。こちらは特別職2名を含む職員90人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続いて下の段の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は31ページから32ページの環境課が所管します犬の登録手数料の収入済額のうち36万434円を、また歳入番号②、決算書は37ページから38ページの先ほど財政課がご説明しました市町村移譲事務交付金の収入済額のうち、170万4,708円をそれぞれ給料に充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は206万5,142円で、一般財源額は8億452万6,471円でございます。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。決算書は53ページから54ページの2款総務費1項総務管理費2目人事管理費でございます。初めに人事管理経費でございます。1節報酬及び3節職員手当等は、職員の育児休業や療養休暇等に伴い人事課で雇用した27人分の会計年度任用職に係るものでございます。4節共済費については、会計年度任用職員の社会保険料と地方公務員災害補償基金の負担金、5節災害補償費は、公務災害に対する療養補償費及び見舞金でございます。8節旅費については、職員の普通旅費と会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。10節需用費消耗品費は、職員用の椅子や事務用品の購入費、被服費は、職員用作業服の購入費、医薬材料費は、職員用の常備薬の購入費でございます。次に、12節委託料は、ペーパーレス化や事務の効率化を目的に令和4年度から導入した庶務事務システムの運用サポート業務と定年引上げに伴う人事課題検討業務の2本でございま

す。その内訳は、庶務事務システム運用サポート業務が300万2,153円、定年引上げに伴う人事課題検討業務が77万円でございます。

次に、17節備品購入費は、組織の見直しにより一部事務スペースをフリーアドレス化したことに伴い、ミーティングテーブル等を購入したものでございます。18節負担金補助及び交付金は、神奈川県人事委員会に委託している公平委員会の事務負担金と非常勤職員等分の公務災害補償負担金でございます。なお、当該経費に係る財源は全額一般財源によるものでございます。

次に、タブレット資料は8ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。この事業は、職員の役割や資質に応じた職員力の育成と組織マネジメントの強化を図っているものでございます。7節報償費は、町職員表彰の受賞者1名に対する記念品でございます。次に、10節需用費印刷製本費は、職員に対する町ブランド『「高座」のこころ。』の意識醸成と職員間の新たなコミュニケーション機会を創出するために制作した心ノートの印刷経費でございます。心ノートは、B6サイズの全54ページで構成され、ブランド推進により伝えていく思いとして策定しましたブランドステートメントやブランドを体現する手段である接遇の手引きなどを掲載した職員の必携的なノートでございます。

次に、11節役務費は、通信運搬費になりまして、人事評価システムの利用料でございます。12節委託料は、職員研修委託料と職員採用試験事務委託料の2本ございまして、その内訳は職員研修委託料が123万6,576円で、職員採用試験事務委託料が80万8,500円でございます。令和4年度実施の職員研修は、令和3年度より実施しておりますキャリアデザイン研修の第2弾といたしまして、主事、主任主事級の若手職員を対象としたもので、自らの仕事に対するモチベーションや価値観について、講師と1対1の面談により深掘りするとともに、所属長とのセッションなどを通じ、自らのキャリアデザインについて考える機会とし、モチベーションの向上を図りました。また、職員採用試験事務委託については、1次試験として実施しております総合適性検査、いわゆるSPI3試験の228人分の受験料等でございます。なお、主な不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。また、当事業に係る財源は全額一般財源によるものでございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。職員健康管理経費でございます。1節報酬は、職員等の健康相談や健康指導をお願いしております産業医への報酬でございます。12節委託料は、職員の健康管理を目的とした職員健康診断業務に係るものでございます。当委託料は、定期健康診断及びそれに伴う再検査費用とストレス診断の2本ございまして、その内訳は定期健康診断及び再検査分が333万7,301円、ストレス診断分が54万540円となっております。なお、当該経費に係る財源は全額一般財源によるものでございます。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。12節委託料は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健と元気回復等厚生を実施する団体寒川町職員福利厚生会への委託料でございます。なお、当該経費に係る財源についても全額一般財源によるものでございます。

次に、タブレット資料は11ページをご覧ください。職員研修経費でございます。7節報償費は、全管理職を対象として実施しましたアンガーマネジメント研修の講師謝礼でございます。8節旅費は、職員の普通旅費及び神奈川県市町村研修センターをはじめとする各種研修に参加した職員への特別旅費でございます。11節役務費は、通信運搬費ございまして、備考欄にも記載しておりますが、オンライン型

職員研修プラットフォームである play se eラーニングの利用料を当初予算計上していたものの、職員福利厚生会で現在加入している福利厚生会代行サービスにおきまして、当該eラーニングが利用可能となったことから未執行とし、全額が不用額となったものでございます。

次に、12節委託料は、主事、主任主事級を対象としたOJT研修及び令和5年4月から施行されました新個人情報保護法の変更内容等を習得するために開催した個人情報保護制度に関する研修2本の研修開催に係るものでございます。その内訳は、OJT研修が16万5,000円、個人情報保護制度に係る研修が39万6,000円でございます。18節負担金補助及び交付金は、一般社団法人日本経営協会への会費のほか神奈川県市町村振興協会研修センターに対する負担金、さらには市町村アカデミー、自治大学校等主催の研修参加に伴う受講負担金でございます。

続いて、下の段の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は45ページから46ページの諸収入市町村振興協会研修事業助成金については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会中央研修所等受講助成要綱に基づきまして、市町村職員中央研修所等の研修受講の経費に対し助成がされるものでございまして、収入額の全額を18節負担金補助及び交付金の研修会等負担金に充当しております。

なお、タブレット資料13ページから14ページには、令和4年度に実施しました研修実績を一覧にしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後となりますが、タブレット資料12ページをご覧ください。歳入の一般財源振替分でございます。一般財源振替分としましては、決算書47ページから48ページの20款諸収入その他として、職員向けの遺族共済年金補完事業に係る事務手数料や地方公務員災害補償基金の令和3年度還付金等でございます。

以上で、総務部人事課所管の令和4年度歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。柳田委員。

【柳田委員】 1点お伺いします。タブレット8ページの職員力向上事業費の部分で、退職者の推移を昨年、今年、3年分ぐらいお伺いします。

【山上副委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 退職者の推移ということでございます。平成30年度から令和4年度まで5年間で申し上げます。いずれも4月1日現在の数値となりますが、平成30年度が8名、令和元年度が6名、令和2年度が5名、令和3年度が7名、そして令和4年度が13名ということで、年度にばらつきはありますけれども、傾向としては増加傾向となっております。

以上でございます。

【山上副委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 職員力指数は、モチベーションを向上して職員の割合の部分で実績値マイナス3.45%で、向上率がマイナス35%という数字があるんですけど、その中で予算を使うに当たり、言っていた数字は増えていると思うんですけど、いろいろ取り組まれているとは、先ほどキャリアパスについておっしゃっていたと思うんですけど、その中で取組をしている中でも実際数字としては退職者が増え

ている、その中で予算を効果的に使われたのかというところを見ていかなきゃいけないと思うんですけど、その中でどのように評価されているのかお伺いします。

【山上副委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 いろいろ取組をやっている中でも結果的にはモチベーション指数が下がっているということをどう捉えているかというところでございます。まず、モチベーションの指標に関しては、職員に対して当然アンケートをやっております。この指標の職員力指数というものについては、5つの項目から成っております、1つは達成感、2つ目で承認感、3つ目でやりがい、4つ目で責任感、5つ目として成長実感、この5つの項目を10段階でアンケートをとりまして、自分のいる位置を確認している、この数値が下がっているという状況になります。このアンケートの結果を今年度に入りましてある程度分析したところ、一番大きく言えることは、その5つの項目の中のうち成長実感について値が最も低いということが明らかになったところでございます。また、アンケートの中ではその成長実感の向上に寄与するものってどんなことだろうという設問もしておりますので、そこの回答の中ではトップだったのが上司からのフィードバックがあることというようなことが明確になりました。そういった意味では、現在運用しております人事評価なんかも運用上のマニュアルの中では、しっかりと期首の目標を立てるとき、または最終評価のときというのは、面談を実施しながら職員が納得するような形で進めていこうということになっておりますけれども、その辺の運用がなかなか徹底されていなかったという現実がありましたので、そこについてはこういったアンケート結果からも我々が今年度に入りましてから、人事評価の推進についてはしっかり当たり前のことを当たり前にやっけていこうということで、面談を義務づけといいますか、徹底を改めて図っているというところになります。

以上でございます。

【山上副委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。これは人事課のところなので、学校関係になるんですけど、会計年度任用職員が採用されていますけど、それ以外に特別支援学級の補助員とか、あと給食調理の補佐員とか、そういうところがありますけど、そういう方に対して契約の仕方というのは、会計年度任用職員だと年度内で契約することなんかあると思うんですけど、いろいろと聞いた話では、夏休みとか長期の休みになったときには、ここで一回契約が、雇用が切れてしまうという話も聞いてるんですけど、それについてお聞きします。

【山上副委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 学校に勤務する会計年度任用職員の雇用ということなんですけれども、確かに夏休み中の長期休業に当たっては一旦契約が切れているという状況にあります。ただ、4月から夏休み前の7月まで勤務していただいた方について、特にそこで勤務の状況に特段問題がなければ、基本的には皆さん9月以降も引き続き、改めてですけれども、任用しているというような状況があるのは聞いております。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 途中で切れても継続しているということなんですけど、これに関して1か月とか、長期の休みで切れるわけなんですけど、これに関して健康保険、雇用されている人は共済に入ると思うんですけど、切れている間は国民健康保険に切り替えなきゃいけないとか、そういうところが煩雑だということも聞いているんですけど、これについては対応をどういうふうにやっていますでしょうか。

【山上副委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 健康保険の取扱いについてなんですけども、基本的には任用の契約に基づいて取り扱いますので、夏休み期間契約が切れていけば、一旦健康保険とかも切って、ご自身で国民健康保険に入っていたり、ご家族の保険に入っていたりといった対応をしていただくことになります。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますか。

横手委員。

【横手委員】 幾つかぼんぼんといきますので、お答えいただければと思うんですけども、令和4年度でいろいろと、これは検討されたかというところをお聞かせください。まず、副業人材は大分今はやっておりますが、特に先駆けは長野の生駒辺りからはやりましたが、何も満額給料を払うんじゃないなくて、例えば月5万円とか10万円で1回とか2回必ずレポートを出してもらうとか、必ず何らかの打合せにリモートで出してもらうというような形で、様々なアイデアをプラスしてもらおうというような人材です。多分この手のやっつて一番合うのってマーケティング系だと思うんですね。今マーケティングマネージャーと委託契約していると思うんです。これはこれでいいと思うんですが、ただ、例えば割とクリエイティブだけに寄っている方であるならば、正直なところ、副業人材で例えばストラテジックプランナー、要は戦略を立てる人を1人10万円で1か月副業で雇う、副業人材でやります。それからクリエイティブディレクター、要するに本当にクリエイティブができる人、これを10万円で1人雇う、そうするともう一つ、セールスプロモーションプランナー、これもデジタルプロモーションのプランナー、この3人を例えば30万円で月2回ずつ何らかの形で会議に参加してもらってアイデアを出してもらおうというような副業人材のシステムをつくったときに、割とこういうこともありなんじゃないかなってずっと思っていたんですが、それについて人事で令和4年度考えられたことがあったのかどうか、こういう副業人材の仕組みみたいなことの検討研究をされたことがあるのか、これをまずお聞かせください。

それから、さっきも業務効率化のところを話したんですが、残業を減らして、なるべく健康な状態で心も体も健康な状態で仕事をやっていくという中では、業務効率化コンテンツ、チャットGPTみたいなものを入れていくということ、例えば先ほどのデジタル戦略課と一緒に考えたりしたのかどうか、逆に人事から提案されたことがあったりしたのかどうかということをお聞かせください。

それと、これは民間がやっていることなんですけれども、なかなか役所系は難しいというのを聞いているんですが、しかし独自にリカレント、リスクリングというものは十分必要になってくると思うんです。国でもそこそこのデジタル人材をつくり上げていくというリカレント、リスクリングの部分で、特にリスクリングの部分で中央省庁でもそれをやっついこうという動きがある中で、一役所かもしれません。地方自治体の役所かもしれませんが、そういうところを考えられたことがあるのかということ、それと若手の方たちが、この間結構たくさん入ってこられて、いいなと思っていたんですが、前に

野崎部長からも聞きましたけども、4月入社じゃなくて毎月入社するぐらいの形をこれから取っていくというような話をしていたので、それはいいんですけども、彼らのモチベーションをどうやって保たせていくのか、正直なところ。入ってから半年とか1年ぐらいは夢も抱いているでしょう、希望も抱いているでしょう、でも、だんだん様々な現実にあぶつかっていく中で、でも、夢と希望だけは持ち続けられるようなもの、例えばやっていたかどうか忘れちゃった、事業コンテストみたいなもの。若手チームでそれぞれ何チームかに分かれて事業コンテストみたいなのをやったりして、モチベーション、夢と希望を保たせるようなことを考えたりしているのか、それともう一点、リバースメンター制度って僕は何度も言っているんですけども、メンターって、ご存じのとおり、教える人ですよ。リバースメンターというのは、若い人たち、若手が逆に上司に教えていく、特に子育てだったり、教育だったり、まさに卒業しちゃった上司もいますから、実はこうなんです、今現実はどうなんですよというのをしっかりと上司に伝えていく、リバースメンター制度はもちろんデジタルの世界も当然です。全くもってびっくりするぐらい彼らは、若い人たちは本当に速い速度で吸収しますし、それを自分たちのものにしていきますので、それを我々の世代も、じゃ、若手に任せればいいじゃんって、吸収すべく若い人たちからメンターしていただくことが必要なのかなと思っています。そういうことっていうのをこれまで考えられたことはあるのか、以上5つになります、特に令和4年度辺りからいろんなものが変わってきている中で、時代が変わってきている中で、人事の形、在り方をどのように捉えられているのかお答えいただければと思います。

【山上副委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。5点の質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。まず、副業人材の検討があったのかと、マーケティング系が有効ではないかというご提案含めてのお尋ねでございます。副業人材に関しましては、委員から昨年、確認してきましたところ、令和5年度の施政方針のところでは一般質問をいただいていることは承知しております。正直、副業人材の活用については、具体的な検討にまでは至っていないというのが現状でございます。しかしながら、副業人材とは、本業で会社等に所属して働きながら勤務時間外に他社の仕事を請け負うと、そういう人材のことを定義するというのであれば、広い意味で町におきましても、先ほど委員もおっしゃっておられましたとおり、マーケティングマネージャーをはじめ地域経済コンシェルジュなんか外部人材を登用し、取組を進めている現状もでございます。なかなか一般職員には難しい専門的スキルによって、町の取組に大きな成果も出してくれていると思っております。また、昨今は価値観の変化などもありまして、住民ニーズも複雑化、多様化しているわけですけれども、そんな中、我々行政に求められる業務も非常に専門性が必要になってくる場面というのも多くあるなと思っています。また、人口減少による新たな人材確保という部分でも、我々人事課としては大きな課題として認識しているところでございます。そういった意味では、こういった状況ですとか、これまでの外部人材登用に関する実績成果を踏まえると、町としても当然メリットは大いなるものと感じておりますので、今後副業人材に限らず、柔軟な雇用形態やその活用方法について研究していきたいなと思っております。

それと2点目のチャットGPTの導入について、まずデジタル推進課に人事課から提案したかどうかというお尋ねだと思います。チャットGPTの導入については、正式な提案と言われればそうなのかと

ということになるかもしれませんが、ふだんのコミュニケーションの中で、チャットGPTが県内の市町村でも一部使われている状況もありますので、その辺りはどうなんだというような情報交換というのは、我々からしておりますし、そもそも我々の特に年代ですが、チャットGPT自体使ったことがないというのでは、話にならないと思ひまして、LINEの中にもあると思うんですね。それを試してみるとか、そのぐらいのことはやってはいるものの、正式なデジタル推進課に対しての提案というところまではやっておりませんが、ただ、情報交換等の共有はさせていただいているという状況でございます。

それと3点目、リカレント教育、リスキリングということを考えてことがあるのかというところでございます。確かにいろんな場面で委員からもご提案いただきまして、この辺りの必要性、メリットというのは十分承知しているところでございます。特に町の中の人に関することの課題というのは、本当に多岐にありまして、どこを優先的に捉えながらやっていくのかというところは非常に難しい問題ではありますけれども、私もそうですが、この年になってもう一回こういうところを学びたいなというような思いも出てきているのも事実でございます。そういう方も多くいらっしゃると思いますので、モチベーション向上につながるような取組というのを現段階では具体的に検討は進んでいる状況はありませんけれども、今後その辺りも研究しておきたいなと思っております。

それと4点目、若手、特に新人のモチベーションをどう保っていくのかというお話でよろしいですね。こちらについては、事業コンテストというようなご提案もいただいたところですが、入って来る新人は、非常に優秀な新人が多いと思っております。ただ、その新人が、じゃ、5年後そのまま優秀でいられるのか、10年後優秀でいられるのかというところは、きっと入ったときの先輩や上司の関わり方が一番大きな要因だと思っておりますので、その辺はしっかり大事にしていきたいなと思っております。そんな中で、現状はOJT制度を使いながら先輩職員が1年目はしっかりと仕事のやり方、また寒川町の庁内の雰囲気なんかも伝えながらモチベーションを上げているというような状況になっています。制度的にはある意味現状としてはその1つかなと思ひますけれども、今ご提案を聞いていて、事業コンテストというのがありましたけれども、町にも職員表彰の制度がございますので、その中で何となく今は個人に対する表彰というイメージがありますけれども、チームで表彰するみたいな柔軟な考え方、制度運用というのも今後考えていくことで、新人のみならず現行の職員のモチベーションを上げることもつながっていくのかなと考えております。

そして最後、リバースメンター制度の関係でございます。下から上へ教えるといいますか、私が部下の人から教えてもらうということも本当にたくさんあると思っております。現状この制度についてこちらにも具体的な検討は進んでいないところではありますが、モチベーションの低下が顕著に出ているという中で、先ほどOJTの話をさせていただきましたけれども、現在まだ確定はしておりませんが、来年度以降リバースメンターではないですけど、メンター制度の導入についても考えていこうかなというところは課内で現在共有しているところでございます。OJTを実施した中で、OJTの職員になった人、それとOJTを受けた新人職員と、今年度に入って一人一人面談といいますか、どういった状況だったというところをやってきたんですが、そんな中でOJTの特に担当職員が非常に丁寧にやっていただいている現状がありました。また、人の育成に関わることで自分のモチベーションが上がっているんだなというように感じましたので、そういった意味ではそういったコミュニティというものをどんどん増や

していききたいなど、そういったことで町の職員のモチベーションを全体的に上げていききたいと感じております。

以上でございます。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で総務部人事課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、財産管理課の審査をお願いいたします。説明は杉崎課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和4年度決算について決算書及び説明参考資料により説明いたします。よろしくお願いいたします。

決算書は55、56ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。資産経営事務経費であります。指定管理者選定委員会に要する経費及び町有財産を良好な状態に保ち適切に運用管理するものでございます。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員の報酬、旅費は、同じく指定管理者選定委員会の外部委員の費用弁償、役務費は、町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料でございます。また、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、タブレット資料は3ページをご覧ください。庁舎等維持管理経費ですが、庁舎建物等及び設備の保守、保全、管理を行うことにより、町民の利用の用に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費消耗品費は、庁舎の維持管理に係るトイレトペーパーやトイレ内洗面所の石けん費、職員が執務に用いる内線電話機などを購入しております。燃料費は、庁舎の維持管理に係る燃料代、光熱水費は、電気、ガス、水道代、修繕料は、老朽化した機械設備等の修繕料で、電話交換機、災害対策本部室空調機、本庁舎3階女子トイレのタイル修繕などを実施しております。役務費は、電話代や簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎に係る総合管理委託料や消防用設備保守点検委託料など、使用料及び賃借料は、庁舎の空調機のリース料など、原材料費は、凍結防止塩化カルシウムや補修用材料として常温合材を購入、備品購入費は、正副議長室及び議員控室のソファを購入し、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費となりました。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載のとおりとなっております。

続きまして、下表をご覧ください。庁舎等維持管理経費の特定財源の説明をいたします。歳入番号①、決算書は37、38ページの県大気汚染常時監視測定網交付金については、光熱水費に充てております。

歳入番号②、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち光熱水費へ38万9,000円、電話料の役務費に6万7,000円、庁舎維持管理等委託料に111万1,000円の計156万7,000円を充てており、こちらは財政課でまとめて説明したものととなります。

歳入番号③、決算書は47、48ページの自動販売機等電気使用料は、光熱水費に充てております。

歳入番号④、決算書は47、48ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出していることから実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、決算書は47、48ページの町民センター分上下水道使用料についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、決算書は47、48ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで管理委託を分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託しており、その支出については町民センター分を含んでいることから、指定管理者から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑦、決算書は47、48ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑧、決算書は47、48ページの広告付案内地図板電気使用料については、本庁舎ロビーに設置した案内板が電気を使用することから実費相当分をいただくもので、光熱水費に充当しております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、交通安全運転の確保を図るとともに、効率的な運用と適正な管理をする経費となります。需用費消耗品費は、公用車に係る消耗品代、燃料費は、ガソリン代、修繕料は、車検整備代、定期点検代など、役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料及び自動車損害共済金分担金でございます。使用料及び賃借料は、有料道路通行料及び公用車4台分のリース料、備品購入費は、軽自動車2台分を購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金など、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください。庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの下水道事業事務費負担金341万7,000円のうち負担金補助及び交付金へ1万9,000円を充当しており、こちらは財政課でまとめて説明したものととなります。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に行うための事務経費でございます。需用費消耗品は、建築工事設計に係る参考図書代、使用料及び賃借料は、営繕積算システム使用料など、負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積算システム使用負担金でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載とおりとなっております。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設再編計画の外部委員会における進行管理等を行うための事務経費でございます。報償費は、外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼でございます。旅費は、

職員の旅費となっております。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は7ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料11万1,413円のうち財産管理課所管分の9万5,219円は、役場敷地内に設置しております金融機関のATMや公衆電話、自動販売機などの行政財産の目的外使用に係る使用料でございます。

続きまして、決算書は31、32ページの2項手数料1目総務手数料1節総務管理手数料の官民有地確定証明手数料300円は、官地と民地との境界を確定した図面を発行したことによる手数料です。

続きまして、決算書は41、42ページの16款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地・建物貸付収入の土地賃借料31万611円のうち、当課の所管は寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は31万128円でございます。

続きまして、決算書は43、44ページの2項財産売払収入1目物品売払収入1節公有財産売払収入は、予算額として7,000円を計上しておりましたが、物品の売払いがなかったため決算額はゼロとなっております。

続きまして、決算書は45、46ページの20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の広告掲載料420万7,800円のうち財産管理課所管の125万2,800円は、本庁舎1階ロビーに設置している広告付案内地区図板フリーWi-Fi付広告付行政情報モニター及び公用車に貼っておりますマグネット広告料でございます。

続きまして、同じく2節総務費雑入の町有自動車共済金等につきましては、公用車の廃車に伴う自動車損害共済解約分担金の返礼金で収入済額は1万5,100円となっております。

続きまして、決算書は47、48ページの7節雑入線下補償料506万3,856円は、電気事業者からの線下補償であり、令和4年度分から3か年分一括して補償される収入となっております。

続きまして、決算書の157、158ページ、財産に関する調書をご覧ください。公有財産についての説明となります。(1)土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての令和4年度中の増減高は、区分欄のうち公共用財産のその他の施設が、ごみ集積用地分として開発行為に伴う帰属等により25.40平方メートルの増となっております。区分欄のうちその他の欄は、寒川駅周辺整備事務所が所管しておりました土地を売却し、115.46平方メートルの減となっており、土地全体の令和4年度中の増減高は90.06平方メートルの減となり、令和4年度末現在高は38万3,620.44平方メートルとなっております。

次に、建物についてです。令和4年度中の建物に関しては、木造、非木造共に移動がなく、令和4年度末現在高は前年度と同様木造が1,391.88平方メートル、非木造が10万9,867.13平方メートル、延べ面積合計も増減がなく11万1,259.01平方メートルとなっております。

私からの説明は以上となります。よろしくご審査いただきますようよろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
山田委員。

【山田委員】 2点お聞きします。まず、3ページですけど、光熱水費ですけど、不用額が37万5,000円ですけど、これに関して今年度節約できるような対策をしたのかどうかというのと、それから4ページなんですけど、公用車に関してなんですけど、説明では公用車の4台はリースということで、それ以外は町の購入したものだと思うんですけど、公用車ですね。リースと購入した場合のメリット、デメリットというのはどういうのがあるかお聞きします。

以上です。

【山上副委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 光熱水費の残の部分ですけれども、価格高騰、物価高騰におきまして、当初は見込んでいた部分の電気料を補正予算において追加の予算を認めていただいたところではありますけれども、その後、電気料の落ち着きも含めて、これだけの残が出たといった状況になっております。2点目の公用車リース、購入のメリット、デメリットになりますが、リースの場合のメリットは、単年度負担の費用を抑えられるといったメリットになりますが、逆にデメリットになりますと、経過年数とともに逆に費用が増えてくるが出てきますので、リースと購入表裏一体でメリット、デメリットは両方あるのかなと思っております。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で、総務部財産管理課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、総務部税務収納課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、総務部最後となります税務収納課の審査をお願いいたします。説明は鳥海課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたします。池田さんも説明します、2人で説明します。よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 それでは、総務部税務収納課所管の令和4年度決算につきまして、お手元のタブレット資料決算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、歳出についてご説明いたします。決算書は63、64ページ、タブレット資料は2ページをご覧ください。税務総務費の職員給与費は、税務収納課職員10人分の給与、職員手当等及び共済費でございます。職員給与費には特定財源が2つございます。1つ目は、タブレット資料下段の表の歳入番号①、決算書は31、32ページ中段備考欄記載の税務証明手数料等で、これは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料でございます。2つ目は、歳入番号②、決算書の41、42ページ上段備考欄記載

の県民税徴収事務委託金で、町で個人県民税を個人町民税と合わせて徴収しておりますことへの県からの委託金でございます。これら特定財源充当額の合計8,217万5,626円を職員給与費の支出済額の合計額1億4,891万1,894円から差し引いた6,673万6,268円が一般財源からの支出でございます。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。賦課徴収事務経費ですが、こちらは町税の賦課及び徴収業務全般に係る経費でございます。旅費は、会議等の出席のための職員の普通旅費です。対面で開催されたものもありましたが、多くが書面やオンラインでの開催であったことから8割近くが執行残となりました。需用費ですが、消耗品費は、参考図書、賦課資料を整理するためのファイルやバインダー、滞納整理用の事務用品などを購入する費用で、印刷製本費は、納税通知書、納付書、申告書、封筒、帳票類などを作成する費用でございます。役務費は、納税通知書、申告書、督促状などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料、地方税共通納税システムASP利用料や口座振替の事務手数料等でございます。委託料は、納税通知書の封入処理業務委託、住民税や固定資産税の賦課資料整備業務委託、路線価算定に関する土地評価基礎資料整備業務委託、標準宅地鑑定業務委託、軽自動車税の検査情報提供業務委託、住民税申告書作成システム保守管理委託、コンビニエンスストア収納代行委託、モバイルレジ、モバイルクレジットの収納代行委託、納付書へのQRコード印字に伴うシステム改修等の委託、軽自動車検査協会からの電子的な手段による納付確認に対応するためのシステム改修委託でございます。なお、コンビニエンスストアでの納付状況でございますが、令和4年度は5万6,179件で、前年度比1,448件の増となっております。また、他の電子納税の状況ですが、インターネットバンキングによるモバイルレジは771件で、前年度比200件の増、クレジットカードによるモバイルクレジットは1,263件で、前年度比237件の増でしたので、それぞれ利用が伸びている状況でございます。使用料及び賃借料は、国税連携システム、GIS支援システム、家屋評価計算システム、滞納整理管理システムの機器借上料、確定申告の予約システムの使用料でございます。負担金補助及び交付金は、決算書のページが変わりまして65ページ、66ページです。支出の内容ですが、確定申告書の電子データを送信するためのシステム開発運営を行っている地方税共同機構への負担金、県内の14町村で構成し、税制に関する要望活動や軽自動車の賦課資料の収集等を行っている神奈川県町村税務協議会の負担金、全市町村が加入し固定資産の評価に関する研究や情報提供を行っている資産評価システム研究センターの負担金、地方税の共通納税の取扱件数に応じて地方税共同機構に支払う共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割の収納業務を代行する神奈川県に支払う軽自動車税環境性能割徴収取扱交付金でございます。償還金、利子及び割引料は、町税の還付金と過誤納還付加算金でございます。内訳は備考欄の記載のとおりで、令和4年度においては当初予算額以上に還付金が生じたので、不足額は予備費を充当いたしております。最後に、財源でございますが、賦課徴収事務経費は全て一般財源となっております。

以上で歳出決算の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。決算書は23から26ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。町民税個人の現年課税分の収入済額ですが、均等割は8,865万100円で、前年度比254万3,200円の増、所得割は27億933万4,589円で、前年度比1億2,276万7,413円の増となりました。町民税個人の滞納繰越分は収入済額が3,040万1,907円で、621件1,060万2,397円の不納欠損処分を行っております。なお、不納欠損額につきましては、この後税目ごとに申し上げますが、その内容をタブレット

資料の39ページにまとめて記載しておりますので、併せてご覧ください。

次に、町民税法人です。こちらはタブレット資料10ページ、11ページに法人数等の詳細をまとめておりますので、併せてご覧ください。町民税法人の現年課税分ですが、均等割は収入済額が1億6,638万7,800円で、前年度比798万400円の増、納税法人数は1,248社で前年度比11社の増となっており、法人税割は収入済額が5億9,608万1,200円で、前年度比1,036万6,900円の減、納税法人数が553社で前年度比28社の増となっております。町民税法人の滞納繰越分は収入済額が81万6,046円で、6件32万8,758円の不納欠損処分を行っております。

続きまして、固定資産税です。固定資産税の現年課税分の収入済額は、土地が20億3,779万8,853円で、前年度比1,937万3,703円の増、家屋が14億1,689万6,444円で、前年度比5,200万2,693円の増、償却資産が11億4,765万37円で、前年度比1億4,817万6,028円の増となっております。固定資産税の滞納繰越分は、収入済額が1,310万7,520円で、95件238万5,890円の不納欠損処分を行っております。国有資産等所在市町村交付金は、国や県などが所有する固定資産が所在する市町村に対し、固定資産税に代わるものとして交付されるもので、収入済額が1億5,094万9,100円で、前年度比70万600円の減となっております。内容は後ほど別添資料にてご説明いたします。

次に、軽自動車税です。タブレット資料は5ページをご覧ください。環境性能割は収入済額が1,409万8,500円で、前年度比587万1,500円の増となっております。種別割は、現年課税分は収入済額が1億1,272万5,100円で、前年度比411万5,700円の増となっており、滞納繰越分は、収入済額が136万1,773円で、96件48万5,258円の不納欠損処分を行っております。町たばこ税は、収入済額が4億3,199万6,220円で、令和3年10月に税率改正があったこともあり、前年度比2,854万5,201円の増でした。都市計画税は、現年課税分の収入済額が、土地は3億3,441万9,321円で、前年度比378万2,498円の増、家屋は1億9,037万9,804円で、前年度比676万8,561円の増となっております。都市計画税の滞納繰越分は、収入済額が155万2,184円で、96件28万2,536円の不納欠損処分を行っております。結果、町税全体といたしまして、収入済額が94億4,460万6,498円、不納欠損額1,408万4,839円、収入未済額1億8,703万231円で、前年度との比較では収入済額が3億6,755万1,211円、4%の増、収入未済額が163万5,766円、0.88%の増となりました。町税の収納率の状況につきましては、現年課税分が99.33%で、前年度より0.06ポイントの減、滞納繰越分が25.53%で前年度より7.59ポイントの減となりました。現年度分と滞納繰越分を合わせた町税全体では97.92%となり、前年度より0.05ポイントの増となりました。滞納繰越分の収納率の減が大きかった理由といたしましては、令和2年度の現年課税分を徴収猶予したものが令和3年度に滞納繰越分として徴収され、同年度の収納率が上がったことが関係しており、その分を除くと同年度の収納率は27.01%となりますので、令和4年度における実質的な減は1.49ポイントとなります。町税につきましては、令和4年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の7から8ページに内訳や推移が記載されておりますので、参考としてご覧ください。

続きまして、町税以外の歳入諸収入の町税滞納延滞金でございます。決算書は43、44ページ、タブレット資料5ページをご覧ください。延滞金につきましては、納期限を過ぎた場合に納期限の翌日を起点に計算いたします。率は令和4年中につきましては、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.5%、それ以降は年8.7%でございます。延滞金の収入済額は834万8,651円で、前年度比321万9,988円

の減となっております。

以上で歳入決算の説明を終わります。

引き続き参考資料の説明を専任主幹の池田より致させますので、よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 池田専任主幹。

【池田専任主幹】 それでは、引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。タブレットの6ページ、決算特別委員会説明（参考）資料をご覧ください。この資料は、令和4年度決算に関連します個人町民税や法人町民税等の状況をまとめたものでございます。なお、この資料につきましては、国へ提出する市町村税課税状況等の調の内容から作成しておりますため、提出時期の違いにより決算額とは一部の数値が必ずしも一致しておりませんので、ご了承をお願いいたします。

それでは、次のページ、資料No.1をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別課税状況調です。令和4年度と令和3年度を比較して一覧にしたものですが、譲渡所得等の分離課税分は含んでおりません。左から順に課税標準額の段階、納税義務者数、1人当たりの所得金額、1人当たりの税額、そして町民税所得割の総額でございます。納税義務者数の合計ですが、令和3年度と比較しまして359人の増となっております。段階別では、課税標準の200万円超300万円以下が103人の増、300万円超400万円以下が171人の増、400万円超550万円以下が63人の増、550万円超700万円以下が54人の増、700万円超1,000万円以下が52人の増、1,000万円超が13人の増となっております。一番右の欄、町民税所得割の総額の合計は25億8,896万4,000円で、令和3年度と比べ9,916万1,000円の増で、率にしまして104.0%となっております。

続きまして、次のページ、資料No.2をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別・業種別課税状況調でございます。給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他所得者別に個人町民税所得割の総額について令和4年度と3年度と比較したものとなります。給与所得者は6,834万9,000円の増、伸び率にして103.2%、営業等所得者は2,512万6,000円の増で、伸び率で124.3%、農業所得者は16万9,000円の減で、伸び率が93.0%、その他所得者は585万6,000円の増、伸び率として102.3%となっており、農業所得者以外、給与、営業等その他所得者の所得割はいずれも増となっております。

次のページ、資料No.3をご覧ください。個人町民税業種別所得及び課税状況調でございます。平成30年度から令和4年度まで5年分を表にしたものとなっております。各業種別の税額は、それぞれ年度ごとの上下はありますが、一番下の合計欄の下から2行目の税額欄をご覧くださいますと、平成30年度から令和2年度にかけては毎年緩やかに上昇しておりました。令和3年度は給与所得者の税額が減少したことで合計額として落ち込みましたが、令和4年度は約27億円と増加に転じ、令和4年度と令和3年度を比較しますと1億3,403万4,000円の増となっております。

それでは、次のページ、資料No.4をご覧ください。こちらは法人町民税資本金等別均等割・法人税割決算額調でございます。令和4年度の法人数は1,248事業所、均等割額の総額は1億6,638万7,800円で、前年度に比べ798万400円の増、前年対比で105.0%となりました。また法人税割の総額は5億9,608万1,200円で、前年に比べ1,036万6,900円の減、前年対比で98.3%となっております。これにつきましては、一部の企業の増益幅に若干の落ち込みがあったことが要因かと考えております。

次のページ、資料No.5をご覧ください。こちらは法人町民税産業別決算額調でございます。産業別の

均等割及び法人税割につきまして、令和4年度と3年度を比較しております。増減額の欄をご覧ください。農業・林業・漁業、建設業、製造業、電気・ガス・水道料、サービス業が前年度よりマイナスとなっている反面、金融・保険業や卸売・小売業等はプラスとなっております。増減額の合計は対前年より238万8,000円の減となっており、こちらの要因といたしましては、ウクライナ情勢に伴う原材料費や光熱費等の高騰などによって影響を受ける業種の企業収益が減少したものと推測されます。

次に、資料No.6をご覧ください。軽自動車税（種別割）の車種別決算額調でございます。登録台数ですが、令和3年度と比較いたしますと、全体では174台の増となりました。主な台数の増加としましては、区分が125cc以下の原動機付自転車で58台増や軽自動車の四輪乗用自家用が88台の増などで伸びを示しております。なお、税額は411万5,700円の増、前年対比で103.8%となっており、これは登録台数の増及びグリーン化特例の見直しによるものが要因と考えられます。

最後になりますが、資料No.7をご覧ください。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有する土地、家屋、償却資産に対し固定資産税に代わるものとして町へ交付されるものでございます。所有者別の内訳は表に記載のとおりですが、交付金の総額では前年度と比較しますと70万600円の減、前年対比で99.5%となっております。なお、減となりました主な理由は、地価の下落と償却資産の減価償却でございます。

以上で資料説明を終わらせていただきます。なお、タブレットの14ページでございます令和5年度町税概要につきましては、後ほど参考としてご覧いただければと思います。

以上で税務収納課の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
山田委員。

【山田委員】 5ページの歳入のところなんですけど、今回延滞金が歳入としてかなり増えているわけなんですけど、これに関して税務収納課ということで、収納関係を担当されているわけなんですけど、いろんな相談があったりすると思うんですけど、それについてちゃんと対応されているのかというところをお聞きします。

【山上副委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 延滞金としては減っていると思われると思うんですけども、納税者に対する対応につきましては、納税者の状況を聞き取りながら、納められるけど納めない方については、当然滞納整理のようなものもございますし、納められない方、そういう方につきましては、分納等で対応いたしております。ですので、延滞金が減ってはいるんですけども、過度の取り立て等を行ってというような状況ではございません。

以上です。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で総務部税務収納課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【山上副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、町民部町民協働課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、こんにちは。それでは、これより町民部3課が所管いたします令和4年度の決算についての審査をお願いいたします。まず最初に、町民協働課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。説明につきましては岡野町民協働課長より、また質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【山上副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和4年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレットは100町民協働課をお開きください。タブレット資料2ページ、決算書は57から60ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。自治会活動支援事業費ですが、町内に22ございます自治会の活動を支援することにより住民参加、住民自治を推進するための経費でございます。需用費は全て修繕料で、地域集会所の修繕費用となります。小動地域集会所の屋根の修繕、岡田地域集会所の畳、床板の修繕、エアコン、テラス屋根の修繕を実施いたしました。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料です。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、倉見、中瀬及び大曲の地域集会所用地の土地借上料と各地域集会所に設置したAEDの機械器具借上料でございます。負担金補助及び交付金は、各自治会の活動支援のために交付した自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、自治会長連絡協議会視察研修参加負担金、地区集会所の管理運営に係る集会所運営費交付金、集会所新築等補助金でございます。なお、本事業費は全て一般財源となります。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。協働推進事業費は、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営に係る経費や審議会等の会議録作成委託に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議の委員報酬です。不用額につきましては、会議の欠席委員がいたことによる執行残でございます。報償費は、協働事業選考委員会出席時の委員の謝礼と職員研修の講師謝礼でございます。旅費は、まちづくり推進会議委員の費用弁償でございます。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料で、入札に伴う執行残となります。なお、令和4年度中の給付はございませんでした。委託料は、各課等で開催した審議会等の会議録作成委託でございます。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度推進事業補助金で、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるみんなの協働事業提案制度で採択された3つの事業への補助金でございます。令和4年度は、ステップアップ支援として3事業を実施いたしました。まず1つ目は、令和3年度からの継続事業でありました日本一のスイセンの町にする会スイセンズ提案の寒川町の花スイセンの植栽事業で50万円を補助いたしました。2つ目の事業は、寒川音楽広場実行委員会提案の教育・保育施設で音楽会を開催する事業で、36万円の補助をいたしました。3つ目の事業も寒川音楽広場実行委員会提案のオレンジカフェ音楽による認知症カフェで38万円を補助いたしました。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金ですが、負担金補助及び交付金の協働事業提案制度推進事業補助金に124万円を充当しており、説明については財政課でまとめてしたものとなります。

それでは、最後になりますが、歳入の一般財源について説明いたします。タブレット資料は4ページをご覧ください。決算書は29、30ページ、13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料でございます。収入済額1万6,194円で、地域集会所敷地内の電話柱、公衆電話の行政財産目的外使用に係る使用料でございます。予算現額は2万1,000円でしたが、実際の収入済額は1万6,194円ございました。当初予算額より収入済額が少ない理由は2点ございまして、まず1点目は、宮山の地域集会所の電話機について、以前は毎年度1年ずつの行政財産目的外使用の申請があったため、令和4年度当初予算には1年分の使用料を計上しておりましたが、令和3年度に3年間の申請に変更したことにより、令和4年度に宮山地域集会所の1年分の目的外使用料1,680円を予算計上したものの、令和4年度には収入がなかったためその分が減となっております。現状といたしましては、令和3年度に4年度から6年度3年分の使用料を納めていただいております。2点目は、令和4年度に倉見大村の地域集会所、こちらの公衆電話ボックスを撤去しており、令和5年度の目的外使用の申請がなかったことにより、その分3,360円も減となっております。

以上で町民協働課の令和4年度歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

【山上副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。2ページの自治会活動の支援事業なんですけど、これに関して自治会にいろいろお支払いしていますけど、自治会の加入の促進というものにちゃんと取り組んだらいいと思うんですけど、4年度はどういう取組をしたのかお伺いします。

【山上副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ただいま自治会加入促進の令和4年度の取組ということでご質問をいただきました。例年の取組になってしまうんですが、9月の加入促進月間におきまして、広報と一緒に加入促進チラシを全戸配布しております。また、この時期併せまして庁舎1階のデジタルサイネージで自治会加入促進の動画を作成いたしまして、こちらを流しております。あと令和4年度だからこそというのはあまりないんですが、自治会長連絡協議会のホームページ、こちらが令和4年度4月から開設されておりました、こちらにおいても自治会についての情報を提供しておりますので、また、そちらのホームページでも自治会加入については常に加入しようという呼びかけをしている状況でございます。

以上です。

【山上副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。広報とかデジタルサイネージだとか、ホームページを使ってということで、了解しました。これに関して加入の促進について、町民の方にアンケートだとか、調査とか、そういうものはやっではいるんでしょうか。お聞きします。

【山上副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 今町民の方に向けたアンケートというお話をいただきましたが、令和4年度において、特に町民に向けてそういったアンケートは実施してはおりません。ただ、今加入率が下がってきている状況の中で、今後は検討していかなければならない課題として受け止めておりますので、今後自治会長連絡協議会と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 今の自治会の加入の件なんですけども、最近僕のところに来る相談の電話で結構多いのが、自治会をどうやったらやめられますかと、残念ながら本当にそうなんですよ。だからいろいろ考えて、メリットもありますので、もう一度お考えになっていただけますかということで、1回戻しているようにしているんですけど、それは自由意思ですから、そんな状況が結構普通にあることというのは、町では把握されているのかが1つ、それと自治連の方たちが多分いろいろと視察に行かれている、いい案件があるんでしょう。その視察に対して町はどのくらいの補助をされているのかを教えてくださいませんか。

【山上副委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問を2点いただきました。まず1点目、町も自治会をやめたい相談があるとか、そういったことは把握しているのかというご質問だったと思うんですが、自治会長連絡協議会とは、毎月の定例会もそうですが、常に連携を取っております、そういった相談が随時私たちのところにも来ております。また、やめたいと言われてしまうと、引き止めるんですけど、強制加入ではないために難しい状況というのが現状でございます。2点目の視察に関してなんですけれど、こちらは視察に関してではなく、自治会長連絡協議会に対して補助金を24万円出してしておりますが、これはあくまでも自治連だより、それと加入促進チラシの印刷代の2分の1をめどに補助しているもので、視察に関してはそれぞれがご負担をいただいているものになりますので、視察に関して直接の補助というのはございません。

【山上副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【山上副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。以上で町民部町民協働課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

町民安全課の審査に入るところですが、暫時時間を延長したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、町民部町民安全課の審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 引き続きまして、町民安全課の所管いたします決算の審査をお願いいたします。説明につきましては濁川町民安全課長より、また質問につきましては、出席職員より対応させていただきます。

きますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和4年度決算につきまして、決算書及び決算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明させていただきます。

決算書は59、60ページの2款総務費1項総務管理費11目安全対策費を説明いたします。タブレット資料は2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は、防災対策事務に要する経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、通信網用プリンターインクカートリッジの購入、光熱水費は、防災倉庫電気料、役務費は、災害用携帯電話機の通信運搬費及び倉見防災倉庫の保険料、委託料は、水防体制支援サービスの委託料、負担金補助及び交付金は、県防災行政通信網の整備及び保守などを管理します県防災行政通信網運営協議会への負担金等でございます。また、旅費の不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からウェブ会議等に変更となったため執行残となっております。なお、事業に対する財源については全て一般財源でございます。

3ページをご覧ください。防災対策事業費でございます。この事業は、住民の防災意識の向上、また災害時への備えなど防災力強化を図るための事業費でございます。報酬は、寒川町地域防災計画の作成及び推進などを図るための組織であります寒川町防災会議の委員報酬、報償費は、防災講演会の講師の謝礼でございます。令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、ユーチューブでの講演会を実施いたしました。需用費消耗品費は、各避難所の防災用備蓄品の購入、医薬材料費につきましては、感染予防品等の購入、役務費は、ドローンの機体の登録手数料及び保険料、委託料は、耐震性貯水槽点検清掃委託及び耐震性貯水槽維持管理委託、原材料費は、土のう用の川砂の購入、備品購入費は、防災資機材として投光器とリアカーを購入いたしました。負担金補助及び交付金は、ドローン操作を安全かつ適正に操縦を行うため研修へ参加した負担金でございます。また、負担金補助及び交付金の不用額は、ドローン操作研修負担金について割引の適用がされたためでございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を需用費の消耗品、医薬材料費及び備品購入費に充てております。

4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。この経費は、防災行政用無線の整備及び維持管理に係る経費でございます。報償費は、防災行政用無線の子局について民地をお借りする地権者への謝礼、需用費光熱水費は、防災行政用無線の子局の電気料、修繕料は、防災行政用無線室の室温管理のための空調機器の修繕、役務費は、MCA無線の通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の通信運搬費、委託料は、防災行政用無線の保守点検等の委託料、工事請負費は、防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事で、昨今のコロナ禍の影響で無線機に使用する半導体の供給態勢の逼迫から令和3年度に工事期間延長の変更契約を締結し、令和4年8月15日に完了いたしました。負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMCA無線の電波利用料負担金でございます。また、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金及び財政課がまとめて説明いたしました防災行政用無線維持管理事業債を令和3年度から繰越しました工事請負費繰越明許分のデジタル移動通信システム更新工事に充てております。

5ページをご覧ください。続きまして、自主防災活動事業費でございます。この事業は、各自治会に設置されております自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための事業費でございます。負担金補助及び交付金は、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助で、非常食、ヘルメット、緊急簡易トイレ、ポータブル蓄電池、パーテーション及び資機材倉庫などの購入について補助をいたしました。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を負担金補助及び交付金に充てております。

続きまして、こちらからは交通安全防犯対策の事業費について説明させていただきます。6ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費でございます。この経費は、寒川駅、宮山駅、倉見駅3駅における自転車等駐車場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費消耗品は、自転車等駐車場用地借上げに伴う賃貸借契約書の印紙代、修繕料は、倉見駅の自転車等駐車場のフェンスの修繕、委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整備、清掃、除草及び放置された自転車等の確認作業の委託料、使用料及び賃借料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、寒川駅北口及び南口自転車等駐車場の設置及び運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターへの負担金でございます。また、事業に対する財源につきましては全て一般財源でございます。

7ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。この事業は交通指導員を中心とした交通安全活動及び交通安全の意識の高揚を図るための事業でございます。報償費は、16名の交通指導員の謝礼、需用費消耗品費は、新入学児童用の黄色い帽子の購入、被服費は、交通指導員の被服等の購入、役務費は、交通指導員活動の保険、負担金補助及び交付金は、寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。なお、事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。この事業は放置自転車対策を推進するための事業でございます。需用費消耗品費は、放置自転車保管場所の用地借上げに伴う賃貸借契約の印紙代、役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する自賠償保険料、委託料は、放置自転車等防止指導啓発業務委託、放置自転車等撤去運搬業務及び放置自転車等保管場所管理業務委託料、使用料及び賃借料につきましては、自転車等保管場所の土地借上料でございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、放置自転車等保管料及び撤去自転車売払収入につきましては委託料に充当しております。

9ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。この事業は町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業でございます。報酬、共済費及び旅費は、防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の賃金及び社会保険料、通勤手当で、需用費消耗品費は、新入学児童用の防犯ブザーの購入、光熱水費は、町内に設置している防犯灯及び一之宮分庁舎の電気料等、役務費は、一之宮分庁舎の電話料、インターネット接続料及び建物保険料、委託料は、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務に係る委託料、使用料及び賃借料は、町内防犯灯3,682灯のリース料、工事請負費につきましては、LED防犯灯27基の新設工事費、備品購入費は、南部文化福祉会館に防犯カメラを2基設置しております。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川防犯協会及び特殊詐欺被害防止機能付電話器等購入費の補

助金であり、申請件数につきましては17件でございます。また、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金を負担金補助及び交付金に充てております。歳入番号②につきましては、まちづくり基金繰入金は工事請負費及び備品購入費に充当しており、財政課でまとめて説明したものとなります。

10ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は安全対策事務に要する経費でございます。旅費は、交通防犯事務に係る職員の旅費でございます。また、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、消防費の説明をさせていただきます。決算書は95、96ページ、9款消防費1項消防費1目常備消防費、タブレットの説明資料は11ページをご覧ください。職員給与費でございます。この経費は、旧寒川町消防職員の令和4年3月分の児童手当の人件費でございます。また、事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

12ページをご覧ください。消防体制充実事業費でございます。この事業はあらゆる事案に迅速かつ的確に対応するために、地域性を踏まえ計画的に整備、維持、強化し、消防体制の充実を図る事業でございます。需用費修繕料は、寒川分署のホースタワー修繕及び受水槽空気弁交換修理などの修繕、委託料は、茅ヶ崎市への消防業務委託料でございます。皆様ご存じのとおり、令和4年度から消防の広域化により茅ヶ崎市と寒川町の消防に関する事務の委託に関する規約に基づきまして、消防業務を茅ヶ崎市へ委託した委託料でございます。使用料及び賃借料は、町施設に設置しております11台のAEDや消防庁舎空調設備発電設備の借上料でございます。また、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

13ページをご覧ください。消防広域化事務経費でございます。この経費は、茅ヶ崎市との消防広域化の準備のための経費でございます。負担金補助及び交付金は、消防広域化による無線システムの改修負担金でございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。

14ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費でございます。この事業は、茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づき、寒川町内の南部及び北部に設置する寒川分署及び宮山出張所を整備するための事業でございます。役務費は、宮山出張所に係る不動産鑑定手数料、委託料は、宮山出張所に係る用地測量分筆等委託料でございます。また、不用額の主な理由は、備考欄に記載のとおりでございます。事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、決算書は95、96ページ、9款消防費1項消防費2目非常備消防費を説明いたします。15ページをご覧ください。消防団活動事業費でございます。この事業は消防団を運営するための安全管理体制や活動用装備や車両維持管理など消防団活動の充実によって地域防災力の強化を図る事業でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員延べ170名分の消防団員報酬、令和5年1月より消防団員への災害訓練や研修、器具点検の出動につきましては、手当から報酬に変更したため出動報酬となっております。災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費でございますが、幸いなことに該当はございません。

でした。報償費は、出初め式で行います勤続表彰者の記念品、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報奨金で、5名の方に支給しました。旅費は、令和4年12月までの消防団員への災害や訓練や研修、器具点検の出動手当、需用費消耗品費は、消防団員の階級章、消防用ホース及びワイヤレススピーカーなどを購入しております。燃料費は、消防団車両等の燃料代、光熱水費は、消防団待機所の電気料等、修繕費は、第9分団の車庫修繕及び消防団車両の法定点検等、被服費は、消防団の防火衣、活動服、編上靴、ヘルメットなどの購入、役務費は、出初め式案内はがき代、電話使用料、消防団車庫待機室の浄化槽法定検査手数料、車検の印紙代、車庫待機室等の火災保険料、分団車両等の保険料、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料、使用料及び賃借料は、県操法大会出動のバス借上料、備品購入費は、A1プリンター第2分団への多機能型消防ポンプ自動車を更新配備したものなどでございます。負担金補助及び交付金は、団員への公務災害補償や退職報奨金等に対する共済基金への掛金や消防団運営交付金、県操法大会補助金など、公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。また、不用額の主な理由は、備考に記載のとおりでございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、需用費消耗品費、修繕料、被服費及び備品購入費に充てております。歳入番号②、消防団員退職報奨金は報償費に充てております。歳入番号③、コミュニティ助成金は、需用費消耗品費及び物品購入費に充てております。歳入番号④、消防団活動充実事業債は、物品購入費に充てております。

16ページをご覧ください。消防水利関係経費でございます。この経費は公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い災害時万全な消火態勢の確保を図る経費でございます。需用費消耗品費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙や粉末消火器等の購入、役務費は、防火水槽等用地借上げに伴う通知用の切手の通信運搬費、委託料は、25か所の消火栓表示ライン塗装委託料、使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、県企業庁へ依頼しております消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金及び防火水槽等賃貸借契約をしております賃借人より土地の売買による撤去の申出により撤去費用を負担したものでございます。

続いて、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金を需用費消耗品費に充てております。

最後に、17ページをご覧ください。一般財源について説明させていただきます。決算書は31、32ページの行政財産使用料は、小谷分団車庫地内に設置しております公衆電話や電柱などの行政財産使用料でございます。

次に、決算書は47、48ページの諸収入その他は、消防団福祉共済制度返戻金などでございます。

以上で、町民安全課が所管しております説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【関口委員長】 町民安全課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点ほどお伺いします。まず、3ページなんですけど、防災対策事業費のところ、その中で医薬材料費がありますけど、これに関して管理状況というのはどうなっているのか、それをお聞きします。次、6ページなんですけど、自転車駐車場の関係なんですけど、寒川駅に関しては自転車駐車を委託してありますけど、お願いしていますけど、倉見駅と宮山駅に関してはシルバー

人材センターに委託をされていると思いますけど、これに関してシルバー人材センターで管理されているのが、午前中9時ぐらいまでかなと思いましたが、その後駐輪場がかなり乱雑になっている状況とお聞きしています。これに関して職員の方で巡回とか何かはされているのかどうか確認します。あと、それから9ページ、防犯対策の推進事業費のところ、これに関して防犯灯の設置工事とかいろいろやっていますですけど、これに関して効果はどういうものが出ているのかお聞きします。

以上です。

【関口委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 ご質疑を3点いただきました。まず初めの医薬材料の管理の部分でございます。こちらにつきましては、昨今コロナの関係で医薬材料については、いろいろ変更しながら備蓄している状況でございます。当然我々一般事務職だと分からない部分もございますので、町には保健師さんがいらっしゃいますので、保健師さんとよく調整しながら有事の際どういった医薬材料が有効かとか、こういうものだったら備蓄できるといった相談をさせていただきながら計画的に備蓄して管理している状況でございます。当然使用期限が切れたものについては適切に処理して廃棄しております。続いて、2点目の自転車駐車場のシルバー人材センターさんに委託しております整理委託の6時半から8時半が基本のラインとなっております、宮山駅につきましては9時まで1名の方にやっていただいている状況でございます。それ以降駐車場のマナーじゃないんですけど、そちらの部分で煩雑になっているのではないかとといったご質疑かと思えます。職員では基本的にはその駐車場の中を見て整理するということは直接はやっておりません。あくまでも無料の自転車駐車場でございますので、利用者のモラルとか、マナーとかによって今何とか維持できていると考えておりますので、その辺については今後人材センターの方も含め徹底していきたいと、利用者にとって利用しやすい施設としてやっていきたいと考えております。最後、3点目の防犯灯の工事等々の部分でございます。実は来年度でLED防犯灯にして10年が経過します。LEDというのは約10年から13年で切れる予定でございます。町内が一斉に暗くなる可能性は、予算措置しないとできない部分がありますが、新規につきましては、基本的には町内の各自治会長さんからご要望いただいたものを中心に新規で設置してございます。また、自治会長以外にも、どうしてもここが暗いといった個人的に自治会に加入していない方も含め、ご連絡いただいた際は現地を確認して、我々でその工事の中で入れて新設している場合もございます。今のところ球切れの情報があれば、管理していただいている、委託しております業者さんに連絡すれば、すぐ球の交換等はしていただけるんですが、次年度以降どういった形で適切に管理していくかというのは課題として捉えております。

以上でございます。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、医薬材料費に関しては保健師さんと相談しながらということでした。ただ、有効期限とか、様々ありますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。あと自転車駐車場の件なんですけど、利用者の方のモラルのことになってしまうと思うんですけど、モラルもありますけど、職員の方も定期的に回ってもらって、現状を見てもらいたいというのがありますので、よろしくお願ひします。それから、防犯対策に関してはLEDが10年、来年度で更新の時期が来るとということ

で、たしか、LEDに関しては10年たったら無償で提供されるのかと思いましたが、それに関しては寿命があるものですから、そこはいろいろ適切な対応をしていただきたいと思います。特にこちらは意見として。

以上です。

【関口委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 自転車駐車場の関係でございます。実際昼間我々職員が行って、毎日その整理をするというのは、なかなか厳しい、難しい部分がございます。あくまでも整理委託をしておりますので、その範囲でできる限りのことはやっていきたいと考えております。見つければ、我々がたまたま通りかかって、これはというものがあれば、それは対応したいと思いますけど、定期的に毎日、土日も含めて対応するというのは現実的ではないと考えております。また、3点目のLEDの防犯灯の部分につきましては、当初3,100ぐらいのものをLEDに一気に替えたといった経緯がございますが、今、先ほど言ったように3,682灯という形で、約500灯ぐらい増えている状況です。それをどういった形で更新するかというのは適時適切に更新していきたいと考えております。

以上でございます。

【関口委員長】 他にありますか。

山上副委員長。

【山上副委員長】 それでは、防災対策事業関連でお伺いしたいんですが、災害発生時において女性の視点から気がつく部分があると思います。そういったところで女性の視点が生かせるような取組は令和4年度には行ってきただけでしょうか。

【関口委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 ありがとうございます。今、副委員長がおっしゃったように、女性の視点というのは我々もとても大切だと考えております。当然、会議に女性の方もいらっしゃいますが、先ほど保健師のお話をさせていただきましたが、実は保健師の方々でも、常に防災の方とコミュニケーションを取りながら、こういった場合はどうなの、保健師として以外でも、女性の視点というのは、そういったところの職員とコミュニケーションを図りながら対応している状況です。可能ならば女性の職員が我々の課に、災害対策担当に配置できれば一番いいかと思いますが、それについては我々で判断できる内容ではないので、その辺については引き続き、課として人事のほうに要望していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 山上副委員長。

【山上副委員長】 実は職員配置を含めた中でお話をさせていただこうと思っていました。今そちらに並ばれている方は全て男性です。いらっしゃった、ごめんなさい。見えなかったですね。職員配置というところで、ぜひとも何人が配置していただくよう人事課にアプローチしていただければと思います。

以上です。

【関口委員長】 令和4年度から消防業務が広域化されてということで、消防団のほう、この1年間問題なく来ているという捉え方をされていてよろしいですね。

濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 昨年度の決算という形になりますので、昨年度4年度につきましては、委員長が今ご指摘のとおり、広域化されて初めての年となりました。当初非常備消防、いわゆる消防団の関係につきましても、ある程度混乱が生じるのではないかとということで、団長につきましては、引き続き継続してやっていただいたという状況がございます。また、そういった中でも、これまでの例えば火災が起きて消防団が全隊現場に向かうといったことから、今の4年度からは茅ヶ崎の本署、常備消防が火災があれば5隊常備消防が来ますので、地元の分団1個分団だけが後方支援に回るといった形に変更になっておりますので、そういった形で消防団の方々にはお願いして出動の指令等々が出ている状況でございます。混乱がなかったのかというと、多少はあったかと思いますが、今は軌道に乗っていると認識しております。よろしく申し上げます。

【関口委員長】 とにかく消防団員の皆さんの士気が低下するようなことはあっては絶対いけないと思いますので、そういった意味ではきちっと消防署と分団とはしっかりと連携を取りながら、士気の低下というのがあったら絶対僕はいけないと思っていますので、地域防災は非常に大事ですから、そこだけはしっかりと消防団員の皆さんにも、ある意味でいうとその辺の士気の高揚をしていってほしいなと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、町民安全課の質疑を終結いたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。
暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、町民部最後になります町民窓口課の審査に入りたいと思います。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 町民部最後となりますが、町民窓口課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。説明につきましては尾畑町民窓口課長より、また質問につきましては出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

【関口委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和4年度決算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、タブレットの110町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算書の57から60ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレット資料の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などがございます。報償費につきましては、わたしの提案制度の報償品の購入費でございます。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費です。続いて、本事業費の財源でございますが、全額一般財源となります。

タブレット資料3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費でございます。報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員の謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費です。役務費は、男女共同

参画講座の参加者のための託児委託料として計上しておりますが、講演会がオンライン開催となったため支出はありませんでした。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

タブレット資料4ページをご覧ください。次に、平和推進事業費ですが、平和思想の普及啓発事業に要する事業費です。需用費の消耗品費につきましては、平和都市宣言広告塔借地契約書による消耗品の購入費で、役務費は、平和パネル展用の資料を借用する際の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告塔用地の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーシップ納付金です。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

10目の地域活動推進費は以上でございます。

次に、決算書の61、62ページに移りまして、13目町民相談費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費は、司法書士相談の相談員への謝礼並びに寒川町自殺対策計画推進に係る寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、自殺対策啓発用チラシ作成に係る用紙購入費でございます。委託料は、法律相談への弁護士派遣の委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町人権擁護委員会への補助金及び神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金等でございます。扶助費は、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または障害を受けた町民に対し支援する犯罪被害者等見舞金支給事業に関するもので、4年度は支給がなく全額執行残となっております。

続いて、下段の表をご覧ください。町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページの15款県支出金1項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金にございます自殺対策強化交付金事業費補助金1万4,000円は、寒川町自殺対策計画推進協議会委員の報償費と旅費、自殺対策啓発用チラシ作成に係る用紙購入の消耗品費に充当しております。

続きまして、歳入番号②、決算書は45、46ページの2節総務費雑入にございます司法書士相談事業に係る負担金1万1,111円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に市から経費が負担されたもので、報償費の謝礼に全額充当しております。

次に、タブレット資料の6ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川県人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39から42ページの1節総務管理費委託金の中の人権啓発活動委託金11万6,800円は、人権等の啓発物品の購入費用として全額需用費の消耗品費に充当しております。

次に、14目消費生活対策費に移らせていただきます。タブレット資料は7ページをお開きください。

消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております。消費生活相談及び啓発などに要する費用でございます。報償費は、消費生活相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、相談員が使用する参考図書の購入費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の事故等に対する損害保険料でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市との相互利用による消費生活相談及び多重債務相談の負担金です。

続いて、下段の表をご覧ください。消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37から38ページの1節総務管理費補助金の中の消費者行政事業補助金3,020円は、県の消費者行政活性化基金を財源とする補助金で、消費生活相談員の研修参加旅費及び負担金に全額充当しております。

歳入番号②、決算書は45から46ページの1節総務費雑入の中の消費生活相談事業費に係る負担金6,589円は、茅ヶ崎市との相互利用で市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に市から経費負担されたもので謝礼に全額充当しております。

以上で、1項総務管理費の説明を終わります。

次に、決算書は65から66ページ、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。タブレット資料は8ページをお開きください。職員給与費、こちらは課長及び総合窓口担当の職員の人件費でございます。

続いて、特定財源でございますが、下段の表をご覧ください。歳入番号①及び②は、決算書の31、32ページの1節総務管理手数料の中の①自動車臨時運行許可手数料51万3,750円は、仮ナンバー貸出時の手数料で、②住宅用家屋証明手数料40万5,600円は、法により不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給与に充当しております。

歳入番号③から⑧までは、3節戸籍住民基本台帳手数料にございます各種証明の手数料でございます。歳入番号③の戸籍証明手数料255万8,700円は、戸籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号④の除籍証明手数料180万6,000円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号⑤の戸籍関係証明手数料6万8,950円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号⑥の住民票証明手数料584万4,000円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号⑦印鑑証明手数料357万6,000円は、印鑑登録証明発行時等の手数料、歳入番号⑧諸証明手数料34万5,000円は、身分証明、戸籍附票、不在住証明等の発行時の手数料でございます。記載の額を給与に充当しております。歳入番号⑨、決算書は33、34ページの2節戸籍住基台帳費補助金の中の個人番号交付事務費補助金805万2,000円は、個人番号カードの交付に必要な経費に対するもので、毎週木曜日午後7時まで時間外交付窓口開設に係る経費として記載の額を職員手当に充当しております。歳入番号⑩、決算書は35、36ページの1節戸籍住基台帳費委託金の中長期在留者住居届出等事務委託金35万9,000円は、中長期在留者特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給与に充当しております。

歳入番号⑪、決算書41、42ページの3節戸籍住基台帳費委託金の中の人口動態調査事務委託金4万6,618円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、婚姻等の届出に基づく調査の委託金で、こち

らも給与へ記載の額を充当しております。

次に、資料の9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございます。こちらは法令に基づいて戸籍住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行等を行うための経費でございます。報酬、職員手当等につきましては、会計年度任用職員に係る経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償です。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、マイナンバー等関係消耗品、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の異動の届出書、3年に一度購入している偽造防止用紙等でございます。役務費は、書類送付確認用のはがき、照会等の切手の購入、マイナンバー受取勧奨通知並びにパスポートセンターとのファクス回線使用料、通話料等に係る通信運搬費、さらにコンビニでの住民票及び印鑑証明書の自動交付サービスに係る手数料等でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費と個人番号カード交付事務に係る人材派遣委託費、コンビニ交付システムに係る保守委託料、斎場運営維持管理委託料につきましては、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料で利用できる事業の経費で、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち、運営維持管理委託料として支出したものでございます。

また、情報提供用個人識別符号取得作業及び戸籍事務内連携のためのシステム改修を行う令和4年度戸籍システム法改正対応作業の委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、マイナンバーカード等の発行用の窓口端末のコンピューター借上料及びマイナポイント設定用のスマートフォン借上料でございます。備品購入費につきましては、複数枚の証明書を発行する際に検印を行う電動自動契約綴じ機の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金です。また、コンビニにおいて証明書等を交付するための地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金等でございます。さらに旅券発給等事務委託に関する負担金といたしまして、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に係る経費負担等に関する協定書に基づき湘南パスポートセンターへ支払った負担金でございます。令和4年度の旅券申請件数は、湘南パスポートセンター全体で1万4,902件、寒川町はそのうち465件です。前年度比全体で1万323件増でございまして、寒川町は329件の増となっております。戸籍交付事務委託負担金につきましては、戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございます。令和4年度の証明書交付通数は、湘南パスポートセンター全体で1,786通、そのうち寒川町が77通でございます。前年度比全体で1,249通増でございまして、寒川町は61通の増となっております。なお、執行残につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧ください。戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました①自動車臨時運行許可手数料は、消耗品費に記載の額を充当しております。②住宅用家屋証明手数料は、記載の額を印刷製本費に充当しております。歳入番号③の戸籍証明手数料につきましては、消耗品費、通信運搬費、備品購入費に記載の額を充当しております。歳入番号④住民票証明手数料は、消耗品費、印刷製本費に記載の額を充当しております。歳入番号⑤の印刷証明手数料は消耗品費に記載の額を充当しております。歳入番号⑥コンビニ交付住民票証明手数料90万6,300円は、手数料、コンビニ交付システム手数料、コンビニ交付システム運営負担金に記載の額を充当しております。歳入番号⑦コンビニ交付、印鑑証明手数料63万4,500円につきましては、記載の額を

手数料、コンビニ交付システム運営負担金に充当しております。歳入番号⑧個人番号カード交付事務費補助金は、報酬をはじめ期末勤勉手当、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、個人番号カード交付事務人材派遣委託料、役務費の通知郵送料、コンピューター借上料にそれぞれ充当しております。歳入番号⑨の社会保障・税番号制度システム整備費委託金459万2,000円は、国からの指示で3年度繰り越したものが、転出入のワンストップ化の経費に対するもので、転出入に係るワンストップ化改修委託料に全額充当しております。歳入番号⑩のマイナポイント事業費補助金の7万8,000円ですが、マイナポイント設計用のスマートフォンの借上げの経費に対するもので、コンピューター借上料に充当しております。歳入番号⑪の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,441万5,000円ですが、戸籍システム改修に関する経費に対するもので、戸籍システムのマイナンバー対応委託料に充当しております。歳入番号⑫の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、印刷製本費に記載の額を充当しております。歳入番号⑬の市町村自治基盤強化総合補助金1,341万4,000円ですが、こちらは既に財政課から説明させていただいておりますが、このうち60万3,000円を委託料に充当しております。歳入番号⑭の広域戸籍証明納付金3万4,650円につきましては、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、消耗品費と通信運搬費へ記載の額を充当しております。

以上で、町民窓口課の令和4年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審査をよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 町民窓口課の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、3ページの男女共同参画のところなんですけど、課長の説明では、協議会と、あとオンラインで行ったということなんですけど、もう少し詳しく内容をお願いします。次に、4ページ、平和推進事業なんですけど、今回経費だけで終わっているのかなと思いますけど、4年度はどういう活動をされたのか、もう少し詳しくお願いします。それと7ページで消費生活相談のところなんですけど、相談員の方の報酬等を払っていますけど、相談内容についても話しができることがありましたら教えてください。それと9ページなんですけど、戸籍住民基本台帳の経費のところですね。マイナンバーのことがいろいろと出ていますけど、これに関してマイナンバーについて、トラブルや相談について何かあったのかお聞きします。それと、町民窓口課で確認したいんですけど、町民窓口課で、自衛隊に対して、いろいろな要望として名簿の提供とか何かは、ほかの自治体でも実際発生しているんですけども、これに関して名簿の閲覧もしくは提供についてやっているかどうかを確認します。

以上です。

【関口委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 大きく5点いただいたかと思うんですが、まず男女共同参画の関係で具体的に何をやってきたかということでございますけれども、まずは神奈川県との共催で、テーマが男女が共に輝くようにという内容で、具体的には自分も相手も大切にするための家庭内や社内でのコミュニケーションを円滑に図るためにはどうしたらいいとか、自己表現や自分らしい生き方ができ、対人関係を楽に男女が相互に意思決定できる社会の在り方についてなどに関する講演をいただきました。こちら

は昨年11月2日から11月30日までユーチューブによるオンライン動画配信で行いました。それから、2市1町の共同でやった事業といたしましては、これは対面型で行ったんですけども、内容としては、性の多様性を認め、自分らしく生きられる社会づくりというテーマで非営利活動法人の方にご講演いただきまして、こちらは今年2月2日、対面型でそのような講演会を開催いたしました。

続きまして、2点目の平和推進事業についてですけれども、昨年8月9日から15日まで平和パネル展を寒川総合図書館で開催いたしました。テーマとしては、川崎大空襲から平和を考えるという内容で行ったんですけども、川崎平和館より貴重な資料を借りてきてましてパネル展を開催しました。平和推進事業については、原爆が投下された日に改めて町民の方に意識していただけるよう町内放送とか、そのような形でお知らせをいたしました。また平和行進、ピースサークル等の活動を行っている団体に対しては、町として応援メッセージを出すなど、そういうこともいたしました。

それから続きまして、3点目の消費生活相談についてでございますけれども、消費生活相談というのを定期的に行っていて、令和4年度ですが、相談日数は94回行いまして、相談件数は131件ございました。相談内容については、インターネット通販でのトラブルですとか、住宅工事修繕のトラブルなどが、そのような相談が多かったですけれども、様々なそういう商品、生活相談に対応いたしました。

続いて、4点目なんですけど、マイナンバーカードについては、トラブルなんですけども、こちらは町として何かあったとか、特にそういったことはございませんでした。

それから、5点目の自衛隊の方の名簿の閲覧についてなんですけれども、こちらは毎年自衛隊の方が閲覧に来られるんですけども、その根拠は、住民基本台帳法第11条になるんですけど、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に閲覧させることを請求することができることと定まっております、この国または地方公共団体というのは自衛隊に当たりまして、法令で定める事務なら、任務の遂行に必要ななら閲覧できるという定めになっておりまして、それで自衛隊法に、地方協力本部において、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行うですとか、あと隊員の採用は試験によるものとすとか、こういうことが自衛隊法に定まっておりますので、こういうところから住民基本台帳法第11条の法令で定める事務の遂行のために必要であるとみなしまして、町としても自衛隊の方に閲覧を毎年許可してやっていたいております。

以上でございます。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 順に質問していきます。まず、男女共同参画のところですけど、オンラインでユーチューブを使って講演をやったということと、2市1町で対面でやったということですけど、これに関して参加者というのは、一般の町民の方もしくは職員の方なのかというのを確認したいと思います。あとそれから平和推進事業ですけど、4年度は図書館で行ったということですけど、今までは体育館でやったり、あちこちで町内の施設でやったりしていましたが、これについて今後の取組というのはどのようなことを考えているのかお聞きします。あとそれから、消費生活相談のところですけど、94回で131件の相談があったということで、これに関して相談を受けた後解決につながっていったのか、お伺いします。あと、マイナンバーカードに関しては、特に問題なかったということですけど、あと、自衛隊の名簿のことなんですけど、自衛隊に関してなんですけど、これに関しては閲覧だけで終わっているとい

うことでよろしいでしょうか。それについて、ほかの自治体では名簿の提供とかがあったということも聞いていますので、それについてお伺いします。

以上です。

【関口委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 1点目の男女共同の講演会等の件なんですけれども、こちらの参加人数とか、そういうことなんですけれども、神奈川県との共催で行いました男女共同参画講演会についてですが、参加人数が全部で141名、そのうち男性が61名、女性が79名でその他ということで1名ということ。内訳は、寒川町が86名、茅ヶ崎市が7名でその他のところが48名となっております。

それから、2市1町の共同の特別講演会についてですが、こちらは参加者が47名で、藤沢市が29人、茅ヶ崎市が12人、寒川町は1人、そのほか5人となっております、町民か職員とか、その辺を区別した人数の集計はしておりません。

それから、2点目は、平和推進事業なんですけれども、こちらについては、今後どうしていくかということなんですけれども、来年度以降ですけれども、パネル展みたいなものも開催していく予定でございますが、効果的な平和推進事業を調査研究しながら平和推進の啓発事業に取り組んでいければと思っております。

それから、3点目の消費生活相談で解決につながったのかというところなんですけれども、相談の内容は様々ございまして、解決にいったのももちろんありますけれども、なかなか解決まではいかないけれども、ただ、相談した方へいろんなアドバイスができて、感謝されたとか、そういうこともありますので、全てが解決しているわけではないとは思いますが、相談員の方も一生懸命対応しておりますので、全てが解決にいつているわけではないんですけれども、この相談事業というのは非常に有効だと考えております。

続きまして、自衛隊の方の閲覧の件ですけれども、こちらは閲覧のみという形になっています。閲覧していただければ必要とあらば書き取っていただくという形にさせていただいております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、町民窓口課の質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。以上で、町民部の審査は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

皆様のご協力によりまして、予定どおりの審査がただいま終わった状況になります。予定どおり来ていますので、本日はこれで終了したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 初日ということで、程よいお疲れの感じがいたしますけれども、どうかまた明日、あさって、しあさってと連続で4日間行いますので、どうか体調に十分配慮していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で本日の決算特別委員会を終了とさせていただきますけども、よろしくお願いたします。本日は大変にご苦労さまでした。

午後6時00分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年11月28日

委員長 関口 光男